

決算審査特別委員会

9月30日（火）午前9時

30開議

議題1 「議案第59号 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

2 「議案第60号 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について」の審査について

3 「議案第61号 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

4 「議案第62号 平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

5 「議案第63号 平成19年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて」の審査について

6 「議案第64号 平成19年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査につ

いて

○出席委員（12名）

1番 畠山美幸 委員

3番 金丸友章 委員

5番 吉場道雄 委員

7番 村田廣宣 委員

9番 清水正之 委員

11番 松本美子 委員

2番 青柳賢治 委員

4番 長島邦夫 委員

6番 河井勝久 委員

8番 川口浩史 委員

10番 安藤欣男 委員

12番 渋谷登美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 杉 田 豊
主 査 菅 原 広 子

○説明のための出席者

岩 澤	勝	町	長
高 橋	兼 次	副 町	長
安 藤		総 務 課	長
岩 澤	浩	総務課庶務・行政担当	副課長
金 井	三	政策経営課長	
中 島	宏	政策経営課政策経営担当	副課長
富 岡	文	税務課長	
中 西	敏	税務課課税担当	副課長
中 村		税務課収税担当	副課長
中 嶋	秀	町民課長	
鳥 塚	富	町民課戸籍・住民担当	副課長
矢 嶋	芳	町民課保険・年金担当	副課長
井 上	裕	健康福祉課長	
山 下	次	健康福祉課社会福祉担当	副課長
山 岸	堅	健康福祉課高齢福祉担当	副課長
大 塚		健康福祉課健康管理担当	副課長
安 藤	高	会計課長	
内 田		会計課副課長	
加 藤	信	教育長	
松 本	武	代表監査委員	
藤 野	幹	監査委員	

◎委員長あいさつ

○渋谷登美子委員長 皆さん、おはようございます。開会するに当たりまし

て、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の方には出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

審査は本日から行うわけですが、慎重なる審査をお願いいたします。

質疑をする場合には、簡単明瞭な形でお願いします。

説明員に申し上げます。説明員の皆様方には、質疑に対しまして簡明な答弁、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、松本代表監査委員、藤野監査委員につきましては、3日間の審査にご出席いただくということで、本日からご出席いただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎議長あいさつ

○渋谷登美子委員長 それでは、ここで柳議長に出席をいただいておりますので、柳議長にごあいさつをいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 改めまして、おはようございます。決算特別委員会も今年で3回目になりました。また、新しく議員になられた方、初めてということがありますけれども、いろんな形での勉強含めてしっかりやっていただければと思います。委員長のほうからお話がありましたように、慎重なる審査をお願いいたしまして、簡単ですけれども、あいさつにかえさせていただきます。

きょうはご苦労さまです。

◎町長あいさつ

○渋谷登美子委員長 次に、町長にごあいさつをいただきたいと思います。

○岩澤 勝町長 おはようございます。きょうから3日間決算審査特別委員会でいろいろな質疑いただくわけですが、委員長さんからお話ありましたように、簡単、明瞭、はっきりわかるように答弁をさせていただきたいと、努力をいたします。

今も、きょう始まります8時半、1階のほう回りまして、各課長さんに気合を入れてまいりましたので、はっきりした答弁がさせてもらえるものと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

大変ありがとうございます。

○渋谷登美子委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○渋谷登美子委員長 ただいま出席委員は 12 名であります。定足数に達

しております。よって決算審査特別委員会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前 9時34分)

◎開議の宣告

○渋谷登美子委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開会日につきましてお諮りいたします。本委員会の開会は、本日9月30日、10月2日、10月6日の3日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開会は、本日9月30日、10月2日、10月6日の3日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。本委員会に付託された案件は、第59号議案 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定の件、第60号議案 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、第61号議案 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件、第62号議案 平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、第63号議案 平成19年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び第64号議案 平成19年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、以上決算議案6件ですので、ご了承をお願いします。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の委員会次第書をお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

最後に、本委員会の説明員として、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

以上で委員長よりの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りいたします。申し合わせのとおり、第59号議案 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、実質収支に係る調書及び財産に係る調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。また、第60号議案 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件か

ら、第 64 号議案 平成 19 年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第 59 号議案 平成 19 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき課局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑を行うことに決しました。

また、第 60 号議案 平成 19 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から、第 64 号議案 平成 19 年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行うことに決しました。

なお、第 59 号議案 平成 19 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、第 64 号議案 平成 19 年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の 6 議案につきましては、総括質疑をする委員は、あすの午後 1 時までには委員長に届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会の傍聴の申し出がある場合は原則許可したいと思いますので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第 59 号の質疑

○渋谷登美子委員長 第 59 号議案 平成 19 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に、本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いします。

なお、質疑がある場合は挙手により、委員長の指名後、ページ数をおっしゃってから、簡潔に、またはっきりとお願いいたします。また、質疑の回数は、1 課局 1 回で 3 回までとしますので、ご了承願います。また、発言はマイクを通してお願いしたいと思いますので、質問者、答弁者とも着席のまま発言するようお願いいたします。マイクのスイッチは発言をする前に入れていただき、発言が終わったら切ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分

の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時40分

再 開 午前 9時42分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 主要な説明書の14ページ、15ページです。この中で、まず(3)の督促状の発布数、これが前年と比べても約442件ほどふえております。どのような発送の仕方をされているのか、この地域で督促状発行数は各級別ごとに発行した督促状の合計数であるというふうにありますけれども、現年課税分の方でも6,347件と出ています。その辺のことが1点。それから、14ページのほうの個人の町民税なのでございますが、税源移譲によって約10億2,000という金額が調定されております。そして、その中で1,910万6,117円という決算において収入未済額がございます。この理由について。

それから、当然この未済額が平成20年度においては滞納繰り越し分ということになるかと思えますけれども、この町民税の個人の分で3,755万9,106円という滞納繰り越しがありました。そして、収入はわずかに739万4,147円です。この町民税といいますと、一応所得は把握された上で町のほうから課していくわけでございますが、この1,910万6,000何がしというものが、また来年滞納繰り越し分になってきますと、今の未済額が相当ふえることになります。その辺について、公平の原則の点から、そしてどのような階層の方が、このように1,910万6,117円という現年において発生しているのか、お尋ねいたします。

以上です。

○渋谷登美子委員長 答弁お願いいたします。

富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、青柳委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、15ページの督促状の発行件数が昨年に比べて440件余り多いというようなご指摘でございます。確かに見ますと、督促状の発行数ふえております。これは、特に多かったのが個人町民税の普通徴収、これにおきましては、前年に比べて徴収率もかなり下がっておりまして、結局督促状の発行

が多いということは、納期限内の納付がなかった、こういう納税者の方に対して督促状を発布しているところでございます。やはり徴収率が落ちたという原因が税源移譲がありまして、確かに税源移譲による個人町民税の調定増、収入も税収もほとんどが同じなのですけれども、約1億6,000万ぐらいこの部分がふえておりまして、やはり件数の多いというのは、個人町民税の普通徴収分が特に多かったというふうに感じております。軽自動車税等見ますと、昨年に比べて79件ほど減っております。全体で442件増のうちの398件が個人町民税の複数徴収ということでございまして、この点につきましては、19年度の徴収率を反省して20年度に反映させていきたいというふうに考えております。

それから、14ページの個人町民税の収入未済額、これにつきまして1,900万、昨年が約870万円余りですから1,000万円余りふえたということでございます。これも先ほどの督促状の発行についても同様で、個人町民税の普通徴収分、これが税源移譲によって、直接町が徴収する仕事で、その分が特に低所得者層、こういった方々がなかなか思うように納付していただけなかったというのが一つの理由であるというふうに考えております。

それから、どのような人たちが滞納しているのかとのご質問ですけれども、やはり全般的に各層、滞納者がおるわけですが、中には税務課のほうで悪質滞納者というふうに考えております、払える能力があるのに納めていただけない、こういう方に対しては厳しく徴収をしていくということで対応しております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、今この収入未済額だけでも、特別土地保有税は別にしましても、約9,000万近くあるわけですよ。そうすると、これは嵐山の支出を構成する議会事務局とか、それに相当する未済額になりますね。それで、今20年度については徴収率上げるということでお聞きしているのですけれども、当然来年滞納になってくる、そういった低所得層の個人町民税などについて、当然所得があったことによって町民税かかるということは、その辺を税金が、税源移譲と言いつつも、当然それに対する国の税金は安くなってくるわけですから、その辺のところ恐らく相当の滞納繰り越し分が来年はふえてくるはずだと思うのです。それに対して、この収入額、今年でいえば3,700万に対してもう730万です。この辺をどの程度まで上げていけるような収納の方法をとられていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○渋谷登美子委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 収入未済額の1,000万増ということで、当然滞納繰

越額がふえてくるわけであります。大体 1,900 万と、それから滞納繰り越し分個人町民税 2,690 万ですか、これを足した数字、約 3,700 万ぐらいが 20 年度の滞納繰越額の調定額になるわけです。したがって、この収入額をどの程度見込むのかということでございますけれども、なかなか滞繰の分の徴収というのがはかどらない、実際徴収に行ってもぽんとまとめて全納してくれる方というのは、ほとんど、うっかりミスの方については、ほとんど納めていただけるのですけれども、もう常習者という方は、ほとんど渋々納めていただくということになりまして、その辺の対策を、これは嵐山に限らず県内ほとんどの自治体は、今回は税源移譲によってこの個人町民税の徴収率が下がっております。したがって、これはうちのほうも当然貴重な税ですから、何とか努力して目標をこれから検討させていただいて、今年度後半の徴収に向けていきたいというふうに考えております。

○渋谷登美子委員長 来年度の関係に関しましては、決算とは直接かわりないので、そのようにお願いしたいと思います。

○青柳賢治委員 そうすると、今滞納繰り越し分のいわゆる低所得者層とありましたけれども、ほぼほとんどの金額が常連さんというか、固定客というか、というのが占めているというようなとらえ方でいいのか、それ1点最後聞きます。

○渋谷登美子委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 青柳委員さんのご案内のように、ほとんどが 90%以上が常連の方というふうにとらえていただいて結構です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 私も、収入未済額の所得状況を聞こうと待っていたのです。答えていただいたのは、低所得者を税源移譲が直撃してしまっているというようなこととおっしゃられたと思うのですけれども、その前に所得状況、低所得者が全体的にはやっぱり占めているのかどうか、その辺ちょっと先にお伺いします。

それで、税源移譲が低所得者を直撃というのが、私はこんなこと質問するのはおかしいのですけれども、所得税から住民税に移ったわけですね。税額は変わりませんよというのが税務課の説明であったわけです。でも、現実には低所得者を直撃しているということはどういうことで直撃しているのか、ちょっと説明してください。

それと、16 ページの個人町民税、調定額ここにありますけれども、これで平均で嵐山町町民は所得が幾らになるのか、伺いたいと思います。それと、同和の減免額というのは今回幾らに決まったのか、説明してください。

それと、その下の法人の関係なのですが、1億円以上の資本金で法人

税割を支払っていない企業は今回何社なのか、伺いたいと思います。それと、17 ページの日本郵政公社の件、これは昨年と比べてまた下がったのですけれども、この理由を伺いたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、川口委員さんのご質問にお答えします。

まず、所得状況で、低所得者が、所得税につきましては直接引かれてしまうわけですね。一たん収入してから払うのではなくて。所得税の場合は、手に入るときはもう所得税が引かれてしまっているわけです。ところが、住民税は一たん自分が手にして、それから普通徴収の場合は納めていただくということで、これで特に低所得者に限って、今まではなかったのですけれども、分割納付、通常年4回徴収しているわけなのですけれども、それを毎月の納付で分割してくださいとか、そういったような要望がかなり問い合わせ等がありまして、分割納付の方が従前よりも多かったというふうに感じております。ですから、所得税と住民税の納付の仕方の違いによって、住民税の徴収率が、特に普通徴収が下がった。特別徴収の場合は手に入る前に引かれるわけですから、特別徴収の徴収率というのは、前年度に比べてさほど差はないのですけれども、普通徴収が特に下がったということでございます。

それから、嵐山町の平均所得ということでございますけれども、これは課税している方の平均でございます。譲渡所得等を含めまして 319 万 6,000 円でございます。

同和対策による減免の状況ですけれども、これにつきましては、個人町民税 13 件ございまして、合計 32 万 1,500 円、それに県民税が 21 万 4,000 円、足しますと 53 万 5,500 円でございます。それから、固定資産税、これにつきましては件数で 11 件、29 万 8,300 円でございます。それから、1億円以上の企業で法人税割を納めていない企業ということでございますけれども、1億円以上の企業が全部で 61 社ございまして、このうちの 45 社が納めているということですから、納めていないのは 16 社になります。

それから、17 ページの日本郵政公社の有資産所在市町村納付金の下がった理由ということでございますけれども、これにつきましては、まだ地価公示価格等、嵐山は 19 年度は前年に比べて下がっておりまして、その分の減額約6%、納付金の金額で6%下がったということでございます。

それから、欠けたところについては、副課長のほうから答弁いたさせます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 低所得者の関係は、なるほど、一たん手にすると支払い

がしていないということで、町民の気持ちもわかるなというふうに思うのですけれども、特にこの値上げが相次いでいますから、そういう気持ちになるのだろうなというふうには思います。わかりました。この理由はわかりました。この督促を出しているところとか、不納欠損になっているところとか、今度収入未済になっているところとかの所得階層としては、低所得者が全体的には多いということではいいのでしょうか、その辺ちょっと伺いたいと思うのです。それと、払える能力があるのに払わないという人はどのくらいいると見ているのか、もし数でわかりましたら、伺いたいと思います。

それで、個人町民税の平均が 311 万、去年が 315 万、一昨年が 310 万と、こう上がっていて、昨日の質疑の中でも出ていたわけですが、所得が、これはふえているという理解でよろしいわけですね、ちょっと確認なのですが。これがふえているというのは、定率減税の廃止の影響などの理由という理解でよろしいわけですか。その定率減税なのですが、去年 4,000 万円ということでおっしゃられました。今年も同じ額になると思うのですが、念のため伺いたいと思います。

それと、最後に日本郵政公社の納付金の関係なのですが、土地の下落だということでお話されたわけです。11 ページの固定資産税の調定額、これを見ますと昨年より1億ぐらいふえているわけです。説明書の 11 ページ。

〔「ちょっとわかりづらくて、はっきり言って
くださいよ」と言う人あり〕

○川口浩史議員 失礼しました。14 ページの固定資産税です。これは昨年と比較すると 8,000 万ぐらい上がっているわけです。嵐山町の全体の地価は下がっているはずなのに、これはこういうふうになっているというのはどうということなのかということで伺いたいと思います。わかりますか。

○渋谷登美子委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、お答えいたします。

まず、督促状の所得階層ということですが、これについてはちょっと把握しておりません。それから、払う能力があつて払わないと、これについても何人いるかという人数的には把握しておりません。会って話をして、接触した感じで、そういう感じの人もいるということでございます。それから、平均所得が年々上がってきておるということでございますけれども、これについては、19 年度は特に株の譲渡所得、それから土地の譲渡所得、これがふえた関係で若干前年度よりも平均所得が上がったということでございます。定率減税の免税額でございますけれども、これはやっぱり 18 年度と同じ率も同じでございますので約 4,000 万円、定率減税による増をしているということでございます。

それから、郵政の交付金が下がっている、しかし、14 ページの固定資産の調定額を見ると伸びている、8,000 万ぐらいふえている、なのに郵政が下がっている。これは固定資産の調定額には、土地と、それから家屋、それから償却資産、この3つを含んでおりまして、特に19年度は、土地については、16 ページの固定資産税の現年課税分ということで、そこに表がございまずけれども、調定額につきましては、前年度が5億1,000 万ほどありまして、19年度が5億400 万ということで下がっております。ところが、その次の家屋、家屋につきましては、前年度が5億6,700 万余り、それに対しまして19年度が6億1,200 万円余りで、これも伸びております。それから、償却資産、償却資産につきましては、前年度は3億8,700 万円余りで、19年度が4億3,100 万、全体で見ますと、川口委員さんが先ほどおっしゃったように、8,300 万円余り調定増になっておりますけれども、土地だけ調定額は下がっております。したがって、郵政の場合は、建物については3年に1回の見直しがございます、減価償却があります。土地については毎年下があれば下がったように評価額を下げておりますので、下がったということでございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

清水委員。

○**清水正之委員** 幾つかわからない部分もあるので、教えてもらいながら質問したいと思うのですが、まず第1点は、税源移譲の影響があるというふうに言われましたけれども、この間控除、あるいは定率減税の廃止によって、今までかかっていない人が新たに税金がかかった人がいるかと思うのです。それがもしわかったら、どのくらいいるのか、教えてもらいたいというふうに思います。調べていなかったら結構です。

それと、もう一つですけれども、説明書の14 ページなのですが、法人町民税というのが特別徴収部分なのかなというふうに思うのです。通常特別徴収部分であるとする、給料から天引きですから、未収分というのが出てこないというふうに考えるのですけれども、収入未済が出てきているというのはどういう理由なのか、教えてもらいたいというふうに思います。それから、同じく滞納部分についても同様の理由ではあると思うのですが、教えてもらいたい。それから、固定資産税の部分で、企業の固定資産税の部分が未収になっているということがあるとする、その部分についてどのくらいあるのか、教えてもらいたいというふうに思います。

それから、15 ページの不納欠損なのですが、ここの特別徴収部分の不納欠損18 条時効でやるということなのですが、先ほど言った

ように、特別徴収部分が給料から引かれているということであれば、時効による不納欠損をするということが、果たして法律的に時効の5年とか過ぎている、そういうふうになってしまうのかもしれませんが、妥当なのかどうか、あるいは法人町民税、それから固定資産税の企業部分、時効で処分するという部分が妥当なのかどうか、またどういう理由で、時効までにどういう対応をしてきたのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、説明書の57ページなのですが、委託料なのですが、ちょっとよくわからないのですが、今年度たしか評価がえのための予算措置がされていると思うのですが、これは土地、宅地ということであるのですが、この委託料の中身をちょっと教えてもらいたいというふうに思います。

それから、すみません、細かくて、94ページなのですが、使用料なのですが、数値地籍維持管理システム借上料というのがあるのですが、地籍調査なんか全部終わっていると思うのですが、そういう中で、この管理システムの借上料というのはどういう内容だったのか、お聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 富岡税務課長。

○**富岡文雄税務課長** まず、税源移譲による新たに税が発生した人、住民税が発生した人ということでございますけれども、これは確かにいるとは思いますが、ちょっと人数的には把握しておりません。それから、法人町民税の未収額、滞納についてということでございます。法人町民税につきましては、企業が法人税を納めて、それに応じた町民税がかかるわけであり、これは企業によっては特別徴収というあれではなくて.....

〔何事か言う人あり〕

○**富岡文雄税務課長** 個人町民税になっています。

〔「間違い」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 続けて。

○**富岡文雄税務課長** それから、固定資産税の企業の未収金はどのくらいかということ。この固定資産税の企業の未収金がどのくらいあるか、これちょっと個人と企業を分けてございませんで、幾らかという件数、数字、金額とも今ちょっとわかりません。

それから、不納欠損、18条の時効による場合ということですが、これの個人町民税の特別徴収分、これにつきましては、企業の倒産等がございまして時効になったというものでございます。それから、法人町民税につきましても、やはり倒産でございまして。それから、固定資産税の.....

○渋谷登美子委員長 はい、どうぞ。

○清水正之委員 固定資産税の企業分についての倒産ということで理解していいわけですか。

○富岡文雄税務課長 はい。それから、57 ページの委託料の中身、それはちょっと副課長のほうから。

○渋谷登美子委員長 中西課税担当副課長。

○中西敏雄税務課課税担当副課長 それでは、57 ページの委託料の関係でお答えします。

20 年の課税標準宅地路線価格事前修正のその1、その2については、20 年度の税を出すための、まず7月1日でこれを鑑定をとるのです。これが下落した分を、7月1日に鑑定とって、それを20 年度の固定資産税に反映させています。土地の下落がなければこの委託はなくなります。それと、21 年度のその下のその1、その2については、21 年が評価替なもので、要はその前の1月1日現在に本鑑定をとります。そうすると、また7月1日には、半年後にはまた下落をしているので、またその下落を反映させるために鑑定をまたとっていますから、去年については、20 年度の下落分、21 年度の下落分です。20 年度の固定資産税に反映するもの、21 年度の固定資産税に反映するもの、その委託料です。

それと、94 ページのシステム借上料というのですが、これは今現在公図等をこのシステムから出すようにしています。あとは地籍調査をやった座標等もこのシステムで出すようにして、住民の方からは手数料という形で取っているものです。交付用の機械の借上料と理解していただければと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 倒産による時効ということなのですが、19 年度の、時効が入ると5年前ということになるのでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。

○渋谷登美子委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 法人町民税の4件というのは、会社が2社、個人町民税の特別徴収については、ちょっとわかりません。

○渋谷登美子委員長 はい。

○清水正之委員 最後なのですが、18 条の時効で特別徴収分の未納があるということで、倒産ということなのですが、19 年度の個人特別徴収分の未納というのもこの中に入っているというふうに思うのですが、どのくらいあるのかというのは把握はされているのでしょうか。

○富岡文雄税務課長 ちょっと今の質問の内容、もう一回確認していただいていいですか。

○渋谷登美子委員長 どうぞ。

○清水正之委員 19年度の個人町民税の未収分があるのですが、この中に特別徴収分というのは入っているのかどうか、入っているとするとどのくらいあるのか、お聞きをしたいのです。

○富岡文雄税務課長 質問の内容はわかりました。

○渋谷登美子委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 清水委員さんの19年度の収入未済額の中に、特別徴収分が幾ら入っているかということでございますけれども、確かにこれは個人町民税、普通徴収と特別徴収、両方足した数字の金額でございますけれども、ちょっとその普通徴収と特別徴収に分けてございませんで、その特別徴収分が幾らあるかということはわかりかねます。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時39分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、政策経営課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 37ページなのですが、町債です。この中で、私も初めての決算委員会ですので、確認というか、教えていただきたいのですが、例えば一般公共債の農業農村整備事業債、財務省財政融資資金より平成20年5月27日借り入れ2,410万、それから、続いて、21款町債のところの土木費、国庫保有緑地保全事業、これも財務省債融資資金より平成20年5月27日、利率1.3%、償還年数20年のうち3年据え置き2,550万、その次も同じですが、1億2,150万も平成20年5月27日借り入れ、起債前の貸し分になっているのですが、通常ですと、3月31日で事業年度締まります。そして、事務年度的には5月31日までであるのですか、会計のほうの動きがあるということで、借り入れがこの日にちに行われているということでしょうかということと、この決算書に載っている

ので、50 ページの負担金補助及び交付金の集会所補助事業ということで、越畑第2公民館の建設事業ということで、予算どおり 900 万ですね、平成 19 年度の予算 900 万だったと思うのです。そのままもう一回、また 19 年度繰り越して、決算書見ると出ていましたけれども、あります。これはどのような面積の相当のものと、登記的には町の所有としてなっているものか、それとも一部補助をしているのか、その辺の点について、決算ですので、確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、37 ページの起債の関係でございますけれども、これにつきましては、起債については、一般的に5月に借りるようになっております。あとここでちょっとご説明させていただきたいのは、例えば、先ほど農業農村整備事業債なんかありますよね。こういうものについては、交付税に 30%繰り入れ、基準財政需要額に今年度入ってくるものがこういうものでございます。あと国補につきましても、30%、今年度で基準財政需要額のほうに交付税算入されます。起債につきましては、事業が完了する前に申請をしておいて、事業が完了しますと起債を受けるということになります。それで、一般的に 38 ページのところの起債のところをちょっと見ていただきたいのですけれども、道路整備事業債、これについては県のふるさと総合貸付金を借りていますので、こういうものについては、もう県で3月に貸し付けをしていただいております。

あと、50 ページの越畑の集会所の関係でございます。公民館の関係でございますが、これについてはインターのアクセス道路をつくる時の条件になっておりまして、1,800 万、全体では 2,000 万を町から出しておりますけれども、2年間で 900 万ずつ、工事が若干おくれましたので、1年おくらせて出したというものでございます。所有権については越畑地区のものでございまして、町は補助金を出すということでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、このインターのときの条件だったということなのですけれども、これは丸々全額でよろしいですね。それでもしそういうような、修繕事業ほかに 47 万と出ていますけれども、ちなみに補修とかそういったようなもので、こちらのほうで、基準が、政策経営課のほうであつたらちょっと教えていただきたい。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、基準は新築をする場合は、限度額が 750 万で2分の1でございます。あと改造する場合は、補助率が2分の1で 600 万、修繕が補助率2分の1で、限度額が 100 万、あと備品につきましても補助率が2分の1で 100 万、敷地内の整備が補助率2分の1で 100 万という、地区集会所設置費に対する補助金交付要綱ができておりまして、交付要綱に基づいて補助を出すということでございます。

越畑につきましては、アクセス道路の関係で、特別に全額を持つということでございまして、それ以外については2分の1ということでご理解いただければと思います。

○渋谷登美子委員長 そのほかいらっしゃいますか。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の 20 ページの交付税の関係なのですが、この交付税の計算方式というのは、今までと同じ計算方式でしているわけなのでしょう。伺いたいと思います。それと、政策経営関係で、剰余金あるのかどうか、あればその活用状況というのを伺いたいと思います。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えいたします。

交付税の計算方式につきましては、19 年度で新型交付税の計算の仕方が一部入りましたけれども、経常経費と投資的経費のところを一部変更にはなりましたが、基本的には基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額、その差額が交付税としていきます。ですから、計算方式については変わっておりません。

また、剰余金につきましては、経済経営課では現金等剰余金等は一切ございませんので、ありません。

以上でございます。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。交付税の関係なのですが、19 年度から新型交付税の導入ということで、項目数減っているというふうになっているのですが、結果こちららに来るお金が大ざっぱになって少なくなってきたというふうになっているのですけれども、今の説明だとそんなに変わらないというようなお話のような感じがしたのですが、現実には少なくなっているということはないのでしょうか。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

計算式は変わらないということでご理解いただければと思います。新型

交付税に今まで入っていましたものが7億4,979万6,000円だったわけですが、それが新型交付税に変わりまして6億5,719万2,000円になりまして、基準財政需要額は9,200万ほど落ちているという状況でございます。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 主要な施策の説明書の49ページ。広域路線バスの運行事業でありますけれども、約1,300万補助金を出しているわけでありますけれども、もうこれが運行してから2年たっているわけですが、乗客の推移はどのぐらいになってきているのでしょうか。それから、ときがわ町も含めて経営側と営業経緯をめぐって年何回ぐらい町は協議されているのでしょうか。わかりましたら、お答えいただきたいと思います。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

バスの利用状況でございますけれども、平成18年度で1日平均88.3人でございました。19年度は110.3人、20年度のまだ途中なのでございますけれども、20年度の1カ月間ですけれども、123人、1日平均。利用者は毎年伸びております。ときがわ町さんとのこの費用等についての話し合いについては、年一度やっております。そのほか路線の変更等について、電話等でもお話し合いはしておりますので、直接庁舎に集まったのは1回でございますが、それ以外でも必要に応じてやらせていただいております。

○渋谷登美子委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、経営側との協議というのは、電話のやりとりだけなののでしょうか。その辺のところで、私もこの平均的な乗車人数からすると、かなり厳しい経営状況にはなっているのかなとは思っているのですが、現在ではガソリンや何かも相当値上がりしているわけですから、その辺のところでの協議は具体的にされているのか、あるいは経営側のほうから協議をしたいという申し入れがあるのかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○渋谷登美子委員長 河井委員に申し上げます。19年度の決算のことでよろしいですか。

○河井勝久委員 だから、ガソリンの問題は今年に入ってきてからであったわけですが、乗降客の関係では相当厳しい状況になるのではないかなというふうに思っているのですが、そういう意味を含めての経営側との協議は、相手方から申し入れられているのかどうか、お願いしたいと思います。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

業者からは額の改定についての申し入れは来ております。それについては、まだ2年ですので、町としては改定の考えはないということをお話してございます。それと、協定の中で、保険とガソリン代については、かかった額がふえればその分は町側で持つということにはなっておりますので、ガソリンが上がった分については、2町でその差額は持つようになるかと思えます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 ただいまのことで、広域路線バスの関連で申しわけないのですが、説明につきましての部分はわかりましたけれども、広告の関係を最初の計画ですとかなり重視したというふうには存じてはいますけれども、その辺につきまして、19年度はどんなふうだったのか、お尋ねします。

それと、次のページなのですが、50ページになると思えますけれども、コミュニティーの推進事業の関連ですけれども、これはふるさとづくり、あるいは地域コミュニティーということで展開してきているわけですが。ふるさとづくりの推進協議会の関係を19年度どんなふうにはやってきたのか、あるいは地域コミュニティーも20団体というふうになりますけれども、これからもちろんこれは事業展開していくことではしょうけれども、内容を少し聞かせていただけたら、事業内容、よろしくお願いします。

以上です。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、有料広告の関係でございまして、これにつきましては、業者のほうに再三うちのほうも催促しているのですが、営業の方が1人しかいないということでなかなか広告をとれない。だが、ほかの路線ではとれているみたいですが、やはり嵐山とときがわの路線ですと、広告を出していただけるような業者はなかなか見つからないのが、利用者がもっとふえてくれば出てくるのでしょうか、なかなか厳しい状況でございまして。

次に、50ページのふるさとづくり推進協議会でございしますが、あとコミュニティーの関係ですが、まずコミュニティーにつきましては、昨年度補助金を20万円出した団体が8団体、10万円を出した団体が12団体、合わせて20団体でございます。主な事業ということでございまして、ほぼ各地域とも事業については決まっております、スポーツをやる事業と、あとは花いっぱい、あと環境美化、このようなものが主に行われております。あと敬

老会、この4点ぐらいは主でやられているかなと思います。

あとふるさとづくり推進協議会につきましては、今年度 50 ページを見ていただきますと、補助金が 156 万円になっているかと思えます。これについては、当初 180 万の予算を持っていたのですけれども、これについては、比企広域のほうの補助金を活用しまして 24 万分を落とすことができたということで、そちらに補助を申請をいたしまして、あとコミュニティー事業で、ふるさとづくり事業では、ドイツからツクイさんという方が来まして、演奏会を町民ホールで行ったのですけれども、まず1点、その事業を一つ展開しました。あとは花いっぱい事業ということで、公共施設及び各場所ごとに花を植栽をさせていただきました。こういう内容でございます。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 残念ながら、広域路線バスのほうは、有料広告はいまだにまだとれなかったということですか。わかりました。

それと、次のページの関係ですけれども、ちょっとわからないのですけれども、広域のほうから 24 万円の補助金があって 180 万が 156 万円だったというのは、もうちょっと少し教えてもらえればありがたいのですけれども。

それから、花いっばいで町に花を植えている皆さん、それぞれ楽しんだりきれいになったり、環境的にもすばらしく、まあいいかなというふうにしております。私たち吉田も何力所かやっておりますけれども、これは年3回の花の植栽でしょうか。それと、かなり面積が広く花いっばい植えているわけですが、どのぐらいの場所と、何力所といいたしましょうか、この金額で予算が間に合ったのですか、決算ですから。それをすみません、お願いします。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

比企広域から、先ほど申し上げましたコンサートをやらせていただくということで、このふるさとづくり協議会で直接やったわけなのですけれども、それで残った費用については、ふるさとづくり推進協議会のほうに補助金を、その分減らして出したということで、補助金を 35 万ぐらい比企広域のほうからいただいております。コンサートやった費用を差し引いた分が 24 万ほど残りましたので、それをふるさとづくり協議会のほうの補助金を減らしたということでございます。

あと、花いっばいの関係でございますが、35 地区に花を提供させていただいております。そのほかにあと駅前のプランターそのほかに差し上げてございます。ただ、問題は費用の関係でございますけれども、花の量がかなり多くなっております。ですから、町内の花木の業者の方から大変安く仕入れさせていただいております。今のところどうにか費用がもっているという状

況でございます。ですから、花木業者の方が余計に種をまいていただいております、その分がかなり順調に今のところまだ配布ができておるという状況でございます。ですから、単価的には、普通1鉢60円とかとなるかと思うのですが、実際には35円ぐらい、大変安い価格で入れさせていただいております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 私、予算ベースで、今答弁少しわかりましたけれども、花いっぱいの関係が35地区、駅前やったりなんかやっているということだから、かなり広い場所ですよ。ですから、この金額で予算が足りるのですかというふうに質問したつもりだったのですけれども、今の答弁でよくわかりましたけれども、60円単価を35円ぐらいで、それぞれの取り組んでくれる方たちが、ある面では我慢しているといいましょうか、そういうことだという答弁でよろしいでしょうか。

○金井三雄政策経営課長 はい。

○松本美子委員 わかりました。ありがとうございました。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 まず最初に、陳情・要望の関係なのですけれども、19年度1年間で75の陳情要望が出されていると思うのです。このうち区長要望が50件出されていると思うのですが、どの程度実現できたのか、要望にこたえられたのかというのを先にお聞きをしておきたいと思います。

それから、参考資料の説明書の5ページなのですが、歳出に占める人件費が非常に高いわけですが、人件費というものに含まれているものはどういうものなのか、18年度と比較してどの部分が伸びているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。同時に、その下の地方債なのですけれども、この間借りがえをしていると思うのです。政府債についてはなかなか借りがえ難しいという話もあるわけですが、5%を超えているものが何件かあるのです。借りがえができるようなものというがあったのでしょうか。お聞きをしておきたいと思います。

それから、もう一つ、ちょっとページがわからなくなってしまうて申しわけありません。雑入の部分で、菅谷公園のトイレの保険料が歳入で入っているのですけれども、火災保険だったかな。歳入で入っているということは、町の建物ではないというふうに感じたのですが、この建物の管理というのはいどこになっているのでしょうか。すみません。

〔何事か言う人あり〕

○清水正之委員。すみません。それはいいです。

では、以上です。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

陳情・要望につきましては 96.7%の回答をさせていただいております、ほぼ7割ぐらいは要望に添えたというふうに考えております。あと借換債につきましては、嵐山町の公的資金の償還金の繰り上げ償還が、嵐山町の実施計画をつくりまして、そしてその中で実質公債費比率等に該当するものについて申請をしましたところ、7%以上のものについては嵐山町は借りがえが認められるということでございまして、水道のほうは6%以上のものは認められておりますのでやらせていただくということでございまして、借りがえができたのが 2,471 万 6,000 円でございます。これ以外のものについては、嵐山町の場合は財政力指数が高いものですから、この借りがえをする場合には、利息分を国が全部持つわけです。ですから、それ以外のものは財政力高いですから、6.何%のものなんかについては面倒見てもらえないと。財政力の弱いところは5%以上のものを国が利息を面倒見るわけなのですが、嵐山町の場合は7%以上のものしか該当はできなかったということでございます。

人件費とトイレについてはよろしいでしょうか。

あと、菅谷公園は、町が管理しておりますので、保険が入ったとすれば雑入で入っているかと思うのですけれども、これについても所管課のほうでお聞きしていただかないと、内容についてはうちのほうではわからないのですが、申しわけないのですが、よろしくお願いいたします。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 1点落としてしまったので、その部分もちょっと含めてお願いをしてまいります。70%の要望にはこたえられたという話ですけれども、実現できなかった内容というのはどういう内容があるのでしょうか。それと、もう一件、すみません。最初の質問で聞き忘れてしまった分があるのですが、197 ページなのですけれども、町が出資金等を出しているかと思うのですけれども、昨日も土地開発公社の問題はあったわけですけれども、町長が役員になっている部分がこの中にあるのですか。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

区長要望で実現のできなかったものはどんなものが多いかということですが、やはり道路で費用も多くかかるものについてはなかなかすぐできない。あとは、ですから、順番にやっていきますので、もう少し待っていただきたい

というような回答をさせていただいております。

あと、決算書の 194 ページでよろしいですか。この中で特に町がかかわっているというものについては、出捐金を出しておりますので、かかわっているのですけれども、その中で町長が特にかかわっているものというのはいかな、ただここには町が出捐金出していますので、都市開発公社以外については、出資はしていますけれども、直接はかかわっていない.....比企のふるさと市町村圏基金の出資の関係はちょっとわかりませんので、ちょっと調べてさせていただければ、それ以外については大丈夫だと思うのですけれども。

○**渋谷登美子委員長** 後ほど答えていただくということで、そのほかの方。
安藤委員。

○**安藤欣男委員** 1点お伺いしますが、47 ページの公共公益基金借入れ事業、25 の積立金が 25 万 6,315 円、これは公共公益基金に積み立てたという理解でいいのでしょうか。現在高が 1,855 万 5,365 円ということです。ただ、197 ページを見ますと、年度中は三角になっているのです。三角の 224 万 4,000 円、その辺との兼ね合いはどういうことなのか。ちょっとお伺いしたいのです。決算書の 197 です。基金のところでは三角になっているのですけれども、減っているわけなので.....

○**渋谷登美子委員長** **金井政策経営課長。**

○**金井三雄政策経営課長** お答えをいたします。

19 年度中に基金を積んだのが 25 万 6,000 円でございまして、基金の取り崩しが当初 50 万しておりました。ですから、差し引き 24 万 4,000 円が基金が減ったということになります。当初公共公益基金を取り崩しまして、広野2区の騒音の調査をするために基金の取り崩しを当初予算で 50 万してございます。それで、25 万 6,000 円を積み立てましたから、年間でいきますと 24 万 4,000 円がマイナス、減りましたよということになるのです。

○**安藤欣男委員** 実際は総額は 50 万だと。

○**金井三雄政策経営課長** 50 万の基金の取り崩しをして、25 万 6,000 円の積み立てをしたということでございます。

○**渋谷登美子委員長** **安藤委員。**

○**安藤欣男委員** 参考までにお聞きますが、この現在ある 1,855 万の内訳というのでしょうか、それはどんなふうになっておりますか。

○**渋谷登美子委員長** **金井政策経営課長。**

○**金井三雄政策経営課長** お答えをいたします。

公共公益の基金につきましては4つから成っております。町民会館の建設費、文化村、あと観光施設、その他ということで4つの基金の中の内訳に

なっておりまして、まず町民会館につきましては 620 万、文化村につきましては 1,206 万 8,000 円、観光施設については 20 万、その他 8 万 7,000 円、合計いたしまして 1,855 万 5,000 円でございます。この観光施設につきましては、観光協会から寄附を受け入れたものでございます。

○安藤欣男委員 これは今年度。

○金井三雄政策経営課長 19 年度。

○安藤欣男委員 19 年度、ありがとうございました。

○渋谷登美子委員長 そのほかの方いらっしゃいませんか。

吉場委員。

○吉場道雄委員 1 点だけお聞きしたいと思います。決算書の 55 ページで。統計調査の関係なのですけれども、毎年各統計調査が行われているようですが、調査員は同じ人がやっているのかどうか、また調査の数によって違うのだと思いますけれども、金額がまちまちなのですけれども、この点を 2 点ほどお聞きしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

統計調査費につきましては、嵐山町のほうに統計研究会という会がございまして、そこに登録をさせていただいている方にさせていただいております。現在 24 名の方が登録しておりまして、その方に順番にやらせていただいております。また、調査する金額が違うということですが、調査の量によってすべて変わってきますので、すべて単価が同じというわけにはまいりませんので、この基準については、すべて県のほうで調査員の報酬は幾らというふうに決まってまいりますので、調査ごとによって変わってくるということでご理解いただければと思います。

○渋谷登美子委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 毎年調査が行われていますけれども、この結果を町政にどのように生かしているのかどうか、お願いします。

○渋谷登美子委員長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 統計調査につきましては、町の総合振興計画をつくるにしても、都市計画マスタープラン、介護保険計画をつくるにしても、すべてそういう調査が基礎資料となりまして、例えば人口動態なんかは高齢化率なんかを推計をするのに持っていきますし、工業統計ですと、嵐山町の製造品の出荷額はどうか、住宅統計ですと、嵐山町の住宅は木造が多い、木造の中で非木造か木造か鉄骨か、そういうものがいろいろ出てきますので、防災計画をつくる時なんかにも、すべてそういう統計調査がもとになって計画をつくっていくと。それに基づいて計画ができ上がりまして、今度

は町ではそれに基づいた事業を展開していくということになるかと思います。

○**渋谷登美子委員長** では、清水委員の出資金の入っている団体について、答弁をお願いいたします。

○**金井三雄政策経営課長** すみませんでした。出資金の関係につきましては、町長が理事になっているものについては、比企土地開発公社と比企ふるさと市町村圏基金のこの2つでございまして、この2つについては理事になっておるということでございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** なければ政策経営課に関する部分の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時30分

○**渋谷登美子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

清水委員。

○**清水正之委員** 人件費の部分ですけれども、前年対比でどういうふうになっているのかお聞きしたいというふうに思います。5ページです。

それから、雑入の部分で36ページなのですが、菅谷公園のトイレの昨年も聞きました雑入が入っているのですけれども、共済金が入っているということはどういうことなのかよくわからないのですが、この管理というのはどういうふうになっているのでしょうか。通常だと、役場のものであるとすると歳出の部分で払わなくてはならないと思うのですけれども、歳入の部分に入ってきているというのはどういうことなのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、決算書のほうなのですが、35ページなのですが、新築住宅の貸し付け基金で未収額があるのですけれども、何件分になるのでしょうか。お聞きをしておきたいと思います。

〔「もう一度」と言う人あり〕

○**清水正之委員** 決算書の35ページの新築貸付金の償還だと思うのですけれども、未収額が出ているのですが、件数をお聞きしたいというふうに思います。

それから、これは 40 周年の記念の政策の中で 112 ページになると思うのですけれども、防災組織をつくっていかうということで、一つのメインになっていたかと思います。112 ページの補助金の交付部分が、自主防災組織の設立なののですけれども、どこの地域にできているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、火災報知機の部分ですけれども、2,650 基ということで、多分申請方式だったと思いますけれども、老人世帯、いわゆる対象世帯がどのぐらいの交付になったのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。あわせて、これはどこに載っているか、ちょっと総務課なのかどうかかわからないのですが、要援護者の把握もされたかと思うのですけれども、要援護者の把握どのくらいまで進んだのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、最後なのですが、AEDの設置なののですけれども、健康福祉課や教育委員会等に載っているわけなののですけれども、ちょっと総務課のほうで作動した部分が、実際に設置をされた部分の中で使われた部分があったのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 実総務課長** それでは、5ページのまず人件費です。平成 19 年度の人件費が 12 億 3,668 万 9,000 円という形になっておりますけれども、これは平成 18 年度と比べますと、若干減額となっております。この理由でございますけれども、この人件費の中には、職員の給与、共済費、それから退職手当組合の負担金というものもこの人件費の中に含まれております。このほか三役の給与、共済費、そのほか非常勤特別職の報酬、これらが人件費に入っておりますけれども、この減額となった理由は、職員の退職手当組合の負担金が昨年と比べますと約 2,260 万減額となっております。このことが減額となった大きな理由になっております。

それから、2番目の雑入、菅谷公園の関係でございますけれども、ご承知のとおり、町の公共施設等が壊されたりした場合、総合賠償保険というものに加入しております。管理上の瑕疵、町の管理上の瑕疵があった場合には、保険から修繕した費用が交付されるという仕組みになっておりまして、修理をするのはそれぞれ管理をしている、公園であれば都市計画課のほうで修繕をし、そして保険料がこの雑入で入ってくる、こういった経過でございます。

住宅新築資金につきましては、後ほど申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、自主防災組織、112 ページの関係でございますけれども、安心安全なまちづくりを進める上で、自助、共助、公助、それぞれ大きな災害が発生した場合には、まず自分たちの安全は自分たちで守ると、自助、それから共助、共助は、地域にあって自主防災組織等設立して、自分たちの地域は自分たちで守る、その共助、そして最後に公の機関で行う公助というふうなことになるのでございますけれども、そういったことで自主防災組織を全町的に広めたいというふうに考えておりまして、平成 19 年度は町制施行 40 周年の事業の一環にも位置づけまして、七郷地区でその立ち上げに向けて進んでまいりました。ただ設立をされたのは 20 年度に入ってからということでございまして、5万円の予算を計上させていただいたのですけれども、実質 19 年度の支出はなかったということでございます。

それから、火災警報器の対象者でございますけれども、これもやはり 112 ページの一番上にございます。ここにございますように、2,650 基を貸与いたしました。このうち高齢者、65 歳以上の高齢者に交付したものが 2,535 基、それから障害者等、災害が起きたとき自分では逃げられない、そういった人たちが 108 基ということで、2,643 基貸与いたしました。今差額の 7 基になるわけですが、7 基については残ということで総務課のほうで今のところ保管してございます。なお、この世帯でございまして、合わせて 2,398 世帯に貸与をいたしました。

それから、要援護者の把握ということでございますけれども、ご承知のとおり、防災カードを作成をいたしまして、そして原本を町に保管をし、そしてその写しをそれぞれの区長さんにお渡しをしたわけでございます。今申し上げました 2,398 世帯の防災カードが作成をされたわけでございます。ただ、自分の家に寝たきりの方がいらっしゃるとか、そういうことを知られたくないということで、清水委員さんからもお話をいただきまして、民生委員さん等に働きかけをして、いろいろ啓蒙を図ったわけでございますけれども、最終的にはこの世帯だったということでございまして、こういうふうな形で防災カードの作成を通じて、要援護者がいる家庭を把握をしたというふうな経過もございます。

AEDの使用した実績はございません。

以上です。

○渋谷登美子委員長 岩澤庶務・行政担当副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 私のほうからは、決算書の 35 ページの新築資金貸付金元利収入というところの未済額の件数でございますけれども、1 名の方が償還がおくれているというような状況でございます。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 自主防災組織の設立なのですからけれども、七郷地区でいうことで結果的にはできなかったというふうになるのかなというふうに思うのですが、当初の設立の町の考え方として、どの地域でという考え方を持っていたのでしょうか。七郷地区のうちのどの地区にということで、どういう努力がされてきたのでしょうか。

○渋谷登美子委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 自主防災組織を全町につくる考え方についてを申し上げましたけれども、一番最初想定をしておりましたのは、菅谷の1区から9区を20年度は想定をしておりました。しかしながら、七郷地区が11の行政区がみずからで防災訓練というのを、全く町の関与なしに自分たちで消防団の応援をいただきながら防災訓練を2年実施いたしました。特に平成19年度の訓練は、大勢人数が集まって盛大な訓練だったわけですから、そういった防災組織の設立に向けた自分たちの意識というのも非常に高まってまいりまして、この七郷地区がまず1号で一番ふさわしいのではないかとということでご相談を申し上げたところ、自分たちもぜひ自主防災組織として今後やっていきたいというようなことになりまして、その準備が19年度に進んで、実際の設立が20年度に入ってからというふうな、そんな経過でございました。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 ということは、七郷地区に話は進めていたと、進めたということで、実際の設立そのものについては20年度からということで、七郷地区全体を防災組織として認めていくという方向で進めるということでよろしいのでしょうか。

○安藤 實総務課長 七郷地区全体で一つの自主防災組織ということで設立をされました。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の42ページ。この中ほどのメンタルヘルス研修会というのが行われたわけです。これを行った理由を伺いたと思います。

それと、昇進試験というのもこの事務で始められたのかどうか、結果どうであったのか、何人が受けたのか。

それと、その段の一番下の破傷風の関係なのですが、破傷風の予防接種をやったわけですね。どうしてこれをやられたのか、何人なのか、理由と人数。

それと、44ページのAEDの関係なのですが、これは町長の施政方針でAEDを各施設に設置をしていきたいということで、これは総務課関係で、ど

この部もふやしたのでしょうか。昨年、ちょっとこの金額の差、ふやしたのかどうかをちょっと伺えればと思います。

それと、51 ページの人権フェスティバルの関係なのですが、人権フェスティバル参加団体に報償金を出していると。どういう団体に出したのか、伺いたいと思います。このフェスティバルには参加者数というのがもしおわかりでしたら、伺いたいと思います。それと、司会者もお金出しているわけです。プロを雇ったということなののでしょうか。フェスティバルについては伺いたいと思います。それと、一番下の啓発ビデオですが、金額が最近低くなっているということでは結構なのですけれども、本数を伺いたいと思います。

それから、53 ページの入札の関係なのですが、町内業者の活用状況、伺いたいと思います。それから、その下の防犯の関係ですが、事件、事故というのは何件ぐらいで、傾向がどうだったのか、伺いたいと思います。

それと、60 ページから選挙の関係があるわけですが、得票の結果を張り出しますよね、今どのような掲示の仕方をしているのか、お伺いします。

それと、110 ページの一番下の防火水槽の件ですが、これ昨日のお話を聞いていると、消火栓だと2本目出すと水圧が下がってしまうと。ですから、防火水槽のほうがいいというふうな感じで受けたのです。それで、昨日の平沢のところは全部壊してしまうのだということだったわけですね。いいというものを、それは老朽化して壊すというのはしょうがないと思うのですけれども、やはり防火水槽を建設していくと、そういう考えが大事ではないかなと思うのです。そういう考えで今まできたのかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 質疑の途中ですが、休憩にしたいと思います。

午後の再開は1時半からといたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時30分

○**渋谷登美子委員長** 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

既に、川口委員の質問が終わっておりますので、答弁をお願いいたします。

安藤総務課長。

○**安藤 実総務課長** それでは、最初にメンタルヘルスの研修会、42 ページでございますけれども、ご質問は、行った理由ということでございますけれども、メンタルの精神的な病気で休む職員がより多くなっておりまして、昨年も3人おりました。この病気は職場復帰が大変長く、時間がかかるというふう

なこともございまして、いかに事前にこういう病気を発見して対処するか、あるいはどうしたらこういう病気にならないか、職員全体の研修会が必要だろうということで実施をしたわけでございます。

それから、昇進試験の関係でございしますが、平成 19 年度 3 級から 4 級に昇格をする場合、以前は学歴と経験年数で自動的に昇格をしておりました。これを試験制にしたわけでございます。10 人が受験をしております。

破傷風と AED につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、人権フェスティバルの関係でございします。51 ページでございしますが、参加団体の報償金 7 万円、この中身でございしますけれども、模擬店、いろんな焼きそばですとか、さまざまな食べ物等の模擬店が 8 団体、これは 1 団体について 5,000 円、それから、開会行事として中央公民館のラッソーダ、それからお昼休みの行事としてピース、それから夢チンドン、この 2 団体、この団体にはそれぞれ 1 万円ということで謝礼をしております。それから、参加人数でございしますが、嵐山町第 5 回の人権フェスティバルでございました。過去最高の人出でございまして、1,400 人ということでございます。それから、司会者でございしますが、プロをお願いをいたしました。次に、啓発ビデオ、51 ページの関係でございしますけれども、これは本数は 1 本でございします。

次に、入札の関係でございしますけれども、町内、町外、建設工事について調査してございますので、申し上げます。件数が合計で 30 万円以上 90 件でございました。うち 36 件が町内でございます。次に、金額で申し上げますと、合計金額が 4 億 1,680 万円、このうち町内が約 1 億 4,000 万円、率にいたしまして 33.6%、この率は、過去平成 11 年から統計をとっておりますけれども、町内の占める率が過去最高でございます。

次に、防犯の傾向でございしますけれども、議会をはじめ各区長会、あるいは PTA の皆さん、大変多くの団体の皆様方のご協力をいただきまして、平成 19 年度も非常に活発に防犯活動が展開をされました。犯罪の発生件数は、19 年、1 年間で 305 件でございました。これは平成 16 年、過去最悪の状況だったのが平成 16 年でございしますけれども、これと比較いたしますと 288 件の減少、率にいたしまして約半減、48% の減少でございします。県下順位もワースト 8 位からワースト 40 位まで順位が下がってきたということでございます。傾向といたしますと、侵入と非侵入とも件数は減少しております。ただ一つふえているのは粗放犯でございまして、これは暴行事件等が粗放犯というわけでございしますけれども、これにつきましては、平成 16 年から 12 件、17 年が 9 件、18 年が 7 件ということで減少してきたのですけれども、19 年が 13 件ということで、これはふえてしまいました。全体的に今申し上げたような傾向でございします。

それから、選挙の開票の関係でございますけれども、掲示の仕方というお尋ねでございます。これにつきましては、リアルタイムに3つの方法を講じておりまして、庁舎内、これにつきましては10時から30分置きに開票速報を記入して掲示をしております。それから、電話の問い合わせに対しては、テレドーム、さらには町のホームページにそのデータを掲載をしております。

次に、防火水槽の関係でございますが、建物火災、一般的に建物火災が発生いたしますと、その消火に必要な水の量、これ大体20トンから40トンというふうに言われているそうです。消火活動をする上でちょっと思い描いていただければあれなのですけれども、消防車、吸管がございまして、そしてポンプでもって水を出す、その吸管は、沼ですとか川ですとか、あるいは防火水槽に吸管を入れるようなことになっております。したがって、防火水槽等から、そういった水利から水を出すのが一番効率的というふうに言われておるわけでございます。そうしますと、先ほど申し上げました20トンから40トン、建物火災で必要な水の量でございますから、40トン以上の防火水槽が設置をされるのが理想なわけでございます。町では、この防火水槽については、一定の区域に配置をするというふうな考え方を持っておりまして、市街地では半径130メートル、ここに1カ所の防火水槽、しかも40トン以上というふうな一つの基準にしております。しかも、その用地については公共的な用地というふうなことでございまして、ほとんどが私有地でございまして、私有地については、老朽化した時点で取り壊しをし、新たな場所に求めているというふうなことでございます。

設置数でございますけれども、現在防火水槽町内193基設置してございまして、そのうち40トン以上が120基というふうなことになっております。なお、この民地にほとんど設置しておるわけでございまして、その数字については、110ページに掲載してございます。なお、消火栓でございますけれども、消火栓につきましては、村田委員さんのご質問にもお答えをしたのでございますけれども、嵐山町の場合、大体水道の管網が75ミリ以上に消火栓がつくのが一般的でございまして、75ミリの管についている件数また多いわけでございます。そうしますと、一たんそこから水を出しますと、圧が急速に低下をするというふうなこともございまして、消火栓は設置をするのは比較的安くできますけれども、一面難もあるというふうなことでございます。ただ、先ほど申し上げた防火水槽に複数の吸管を入れて、何台でもって消火作業するような場合、消火栓からその防火水槽に保水をすると、水を使えるような状態、保水をするというふうな消火栓の役割もありますし、何としても初期消火、初期消火には消火栓は大いに役に立つというふうな面もございまして、一長一短あるというふうなことでございます。町といたしましては、この防火

水槽と消火栓をバランスよく配置をするというふうな考え方で進んできております。

以上です。それから、ほかのことについては、副課長のほうから申し上げます。

○**渋谷登美子委員長** 岩澤庶務・行政担当副課長。

○**岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長** 破傷風の予防接種委託の関係でございますけれども、産業課と環境課の職員が有害鳥獣の駆除ということで、アライグマですとかハクビシンの捕獲作業を行う関係から、この破傷風の予防接種を受けております。人数につきましては、10人となっております。

それから、AEDの借上料の関係なのですけれども、平成19年度に町内の小中学校、幼稚園、それから図書館、海洋センター、増進センターということで、新たに9カ所に設置をさせていただきまして、庁舎と合わせまして10カ所というふうになっておりますけれども、ここに計上してございますのは、役場庁舎のAEDの借上料でございまして、庁舎につきましては平成18年度から設置のほうをしておりまして、これは5月の中旬からということで、月割り計算、日割り計算をしておりますので、本年度の金額との差が生じてございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 川口委員。

○**川口浩史委員** 42ページのメンタルヘルスの関係ですけれども、どうしてこういうふうに役場職員の中に精神的な障害者がふえてしまったのかということでは、何か分析はされているのか、伺いたいと思います。

それと、選挙の関係なのですが、町長選挙の関係、朝見に来たのですって、役場のほうに。そうしたら奥のほうにあって、だれが当選したかわからなかったというふうで、私のところに来たのです。当選者は町長さんですよということでお話ししたのですけれども、やっぱり見えるところに張っておいてほしいという要望があったわけなのです。ですので、電話もあるし、ホームページもあります。その方ちょっと高齢ですので、パソコンはちょっと使わないだろうなと思って聞いたのです。ちょっとそういうことで要望、朝早く来る人もいるということで、ちょっと見えるところに張っておいてほうがいいなというふうに思います。

人権フェスティバルなのですが、なるほどそういうことですか。模擬店などは、当然これ収入があったわけですね。その収入というのは、各模擬店の団体が得てしまうということなのではないでしょうか。歳入のほうをちょっと見ると、余り入っているような感じは受けないので。それと、司会はプロにと、もう少

しお金かけないようなやり方というのをもう少し研究していただきたいなと思います。今後の方向性も含めて、ちょっと伺いたいと思います。

入札の関係なのですが、なるほど結構町内業者の活用というのはできているのだなということでは了解しました。町内業者の育成に努力していただきたいと思います。それで、入札して契約をして、こういうことを遵守してくださいということで、何か書面か何かで渡すのでしょうかね、嵐山町では。入札のときかな、全然ないのですか。要は、ちょっとこれは川越の例なのですけれども、関係法令等の遵守についてというのを渡しているらしいのです。ただ、嵐山の場合は、公共工事設計料単価、または国交省の技術者単価、埼玉県単価表等に基づく積算に十分留意するということはないと思うのですけれども、これあるかないかでいいです。またもう一度やりますので、それを伺いたいと思います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 実総務課長** お答えさせていただきます。

最初にメンタルヘルスの関係、どうしてこういった精神的なものがふえているのかということでございますけれども、人事を担当している職員の比企郡のいろいろなことを話し合ったり研究したりする組織があるわけですが、そこでお話を出させてもらったのですけれども、嵐山ではこういうふうな状況だとしたところ、ときがわ町でも、小川町でも、滑川町でも、吉見町でも、ほぼ嵐山町と同じように、非常にメンタル、精神的なことで休んでいる職員が多くなっている。これは郡内に限らず、埼玉県の共済組合がこういったデータとして持っているわけですが、県内でも非常に右肩上がりでふえてきているというふうな状況でございます。その理由ですけれども、公務員を取り巻く、いろいろ給料は下がる、人は減ってくる、さまざまなマスコミによる公務員バッシングはある、さまざまなことがいろいろあるのかなということで、細かく分析しているわけではございませんけれども、そんなことなのかなというふうに思っております。

それから、選挙の関係、開票結果の掲示の仕方でございますけれども、これは特に町長選が特別な掲示の仕方をしたわけではございませんで、玄関入ったところ、総合受付の前に掲示をさせてもらったわけなのですけれども、その方がまだ役場の玄関があく前にいらっしゃったのかどうか、その辺はつきりしないのですけれども、外に掲示したことは今までもございません。そういった方のことも考えてどうしていったらいいかは、委員さんご指摘いただきましたので、選挙管理委員会の中で検討させていただければと思います。

それから、人権フェスティバルの関係はよろしいということで、はい。入札の関係でございますけれども、町では入札制度改革というのに取り組んでおりまして、一般競争入札の実施をはじめ、さまざまな法律でもって決められている事項、情報の公開から始まりまして、いろんなことに今一つ一つ取り組んでおります。その中で、今お話がございました入札心得、これも新しく研究をいたしまして、すべて内容を変更いたしました。これは20年度に入ってからでございますけれども、19年度は古い形のままでしたけれども、20年度に入りまして、今委員さんからご指摘いただきましたような、法的に遵守しなければならない事項等々事細かに心得のほうに記入をいたしまして、入札、町民ホールで入札する場合が多いわけですが、その入り口ですとか、あるいはホームページ上にも掲載をいたしまして、実施をしてきております。そのほかにもまだ入札制度改革については途中でございまして、21年度に向けてさまざまな面を改善をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

松本委員。

○**松本美子委員** 説明書でお願いしますが、47ページの行政バスの関係なのですが、これは何日間ぐらい運行したのか、あるいはどういう団体が主だったのかということをお尋ねします。

それと、51ページなのですが、人権フェスティバルの関係ですが、先ほど川口委員さんもお聞きになられたようですが、参加団体について、3団体が1万円で、模擬店が8つで5,000円ずつだということで7万という計上なのですが、これ以外にも参加の団体はいたと思うのですが、その辺の対応はどうなったのでしょうか。それから、司会の関係と、それから手話通訳、その関係は、これは各1人ずつだったのでしょうか。

それと、次の53ページなのですが、防犯の関係ですが、19年は305件なって大分犯罪が低くなったと、防犯関係は充実してきたというようにお話で説明がありましたけれども、そうしますと、ボランティア活動の関係もしっかりと皆さんが取り組んでいるようですが、これでボランティアをやりまして、もし何か事故が起きたときには保険の対応があるのでしょうか、最高額どのくらいの保険の対応なのか、お尋ねさせていただきます。

それと、その上の入札の関係なのですが、町内業者を育成するという点では、1億4,000万円からの町内で最高の町内業者が工事を請け負えたということですが、30万以上ということですが、一番大きい入札で町内業者が受けたのはお幾らぐらいだったのか、お尋ねします。

○渋谷登美子委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

行政バスの運行状況につきましては、後ほどお答えをさせていただきます。

最初に、人権フェスティバルの関係でございますけれども、人権フェスティバルにつきましては、町内外から 44 の団体が協力をしていただきました。このうち 13 の団体が町内でございます。先ほど謝礼をお支払い申し上げましたのは、昼休み等に焼きそばを焼いたりですとか、あるいは豚汁をつくったりですとか、そういうふうな参加者がお昼を持ってこないでこちらで食べるというふうなことがございまして、そういった作業に朝の準備からお昼に向けての作業、そういったことに団体を挙げて取り組んでいただきました団体、グループに対して謝礼を出しました。あとの団体は、町からの人権フェスティバルの実行委員会からの要請に前向きに協力をしていただきました団体でございまして、特に謝礼等はお支払いしてございません。

それから、司会、手話の関係でございますけれども、司会についてはお 1 人、手話につきましては 2 人が交代でございました。それから、ボランティア保険の関係でございますけれども、昨年度見直しをしております、死亡の保険金等がもうちょっと高くしてほしいという区長会からのお話がございまして、死亡につきましては 1,418 万円、入院につきましては、1 日 7,000 円という保険に見直しを実施いたしました。

それから、町内業者の入札の関係でございますけれども、一番大きい金額というふうなことでございますけれども、これについては、ちょっと調査をさせていただければと思いますが、よろしくお願いします。

○渋谷登美子委員長 岩澤行政担当副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 行政バスの運行状況の関係でございますけれども、昨年度は使用日数というか、運行日数は 110 日でございます。団体につきましては、町内に登録をしてございます任意団体等が 56 件、日にちにしますと 61 日でございます。それから、町ですとか学校等の行政の関係が 49 件でございました。

以上です。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうすると、行政バスの関係ですけれども、同じ団体さんが何回か年間では借りられてということもありますでしょうか。それを 1 点、すみません。

それと、ボランティア保険の件なのですけれども、見直しがなされて、死亡あるいは入院の関係のところが見直しがあったということなのですけれども、

そういうことがあっては大変なのですけれども、これを該当した人がいますでしょうか。すみません。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** 最初に私のほうから、ボランティア保険のこれを適用、申請をした方は昨年はいらっしゃいませんでした。

○**渋谷登美子委員長** 岩澤行政担当副課長。

○**岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長** 行政バスの関係なのですけれども、団体に原則1回というふうになっておりますので、1回以上の使用はなかったというふうに思います。

○**渋谷登美子委員長** 松本委員、再々質問はないですか。なければ、前の2人がまだ帰ってきていないので、ほかの方でいらっしゃいますか。

青柳委員。

○**青柳賢治委員** ページにしますと43ページ、説明書です。事業名が職員研修事業、報償費4万円、民間経営者による職員研修ということで、これのようなことについて職員さんが研修されたのかということを1点。

それから、47ページです。公用車集中管理事業の中で、物品の後ろのところを見ますと、車両の台数は所有車は30台かと思うのですが、ここは公用車の借上料が13台になっています。この中で、台数がそう変わっていないのですけれども、業者の損害保険料、それから自動車の重量税、これが昨年と大分金額的に減額になっています。その辺のところがわかりません。どうしてそうなったかということです。これ2点目。

それと、53ページ。事業名が防犯対策事業なのですけれども、19番で負担金補助及び交付金、小川地区防犯暴力排除等推進協議会ということで71万4,000円となっております。これも大分前年と比べてふえているのですけれども、ふえた理由がそういった防犯の何かがあったのかどうか。

3点お尋ねします。以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** 職員研修事業、43ページからお答えをさせていただきます。

これは、民間経営者による職員研修、これは初めて実施をしたわけでございますけれども、講師は、アサヒロジスティクスの横塚会長、それから昭和機器工業の鶴田社長さん、お2人でございます。町内企業の働いている方々と役場の職員、あるいは役場の職員が給料をいただいておりますもとの会社、あるいは町民の方、町で働いている、なかなか、今までの研修というのは、公務員研修所の先生ですとか、そういった方が一般的だったの

ですけれども、現実に町内の企業のトップの方にいろいろな苦労話ですとか、あるいは現在の社会の動きですとか、さまざまなことをこの研修を通じて非常に職員参考になったのではないかなというふうに感じております。

それから、公用車の集中管理事業でございますけれども、公用車につきましては、全部で40台ございまして、町所有が27台、そしてリースが13台という内訳になっております。この保険料と自動車重量税、これ昨年に比べますと金額が随分下がっているというふうなことでございますけれども、これにつきましては、ちょっと理由がございまして、昨年、平成18年度の車検の実施をした台数が18台ございました。平成19年度は、これが9台というふうなことでございまして、車検の年に納める税等はそういった理由で減少しております。それから、保険料、自動車損害保険料が、自賠責につきましては同様の理由で18台が9台に下がりましたので、その台数。それから、任意の保険につきましては、18年度41台車両がございました。それが40台になりましたので、その1台分の減少ということが金額が下がった理由になっております。

それから、53ページでしょうか、防犯暴力排除等推進協議会、これにつきましては、18年度までは3つの団体に分かれておりました。3つの団体が平成19年7月18日に合併をして、この団体として設立をされました。その前の3つの団体の町の負担金が、合わせまして77万9,000円ございました。これがこの新しい団体に移行いたしまして71万4,000円になったということでございまして、6万5,000円ばかり金額では下がってきております。ただ前段の小川地方防犯協会というのがこのところに計上してございますので、これだけで比較すると上がっているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○渋谷登美子委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 わかりました。それで、この71万4,000円というのは、防犯と推進協議会というような形で2つ、どういうふうな内容のものとして支払いされているのですか。この内容がわかったら教えていただきたい。

○渋谷登美子委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 71万4,000円、これは新しくなった協議会の町からの負担金でございますけれども、その前にあったのが小川地方防犯協会、これはいろいろな犯罪を抑止するために、それぞれ小川署の団体、市町村長も加わっておりまして、一緒になって防犯活動を実施をしたり、例えば以前に車のわきに磁気のステッカー、こういったものをつくったりとか、小川署管内の市町村が力を合わせて防犯に取り組む運動をしている組織だと。それから、もう一つ、暴力排除等推進協議会というのがございまして、これは

薬物乱用、暴力排除ということで、この団体の名称になっているようなものを、覚せい剤の問題ですとか、そういったものを追放するためにいろいろ取り組んできた団体でございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** では、松本委員の質問で、町内業者の中で一番高額なものと、それともう一つありましたよね。お願いします。

○**安藤 實総務課長** 大変失礼いたしました。町内業者が請負った金額で平成 19 年最高のものでございますけれども、配水管布設替え工事でございます、1,952 万 8,950 円という請負金額でございます。

○**渋谷登美子委員長** よろしいですか。

○**松本美子委員** はい。

○**渋谷登美子委員長** ほかにありませんか。

河井委員。

○**河井勝久委員** 何点か質問します。

一つは、庁舎内の資産管理の問題なのですが、今総務課管理になっているのかどうか、はっきりちょっと私のほうもわからないのですが、資産として、絵画なんかはかなりあると思うのです。資産の中にもちょっと見ると、このものは上がっていないような感じがするのですが、例えば、これはどのくらいの金額による資産に値するのかどうか、その辺のところは把握されて管理されているのかどうか。例えば盗難やなんかに遭ったときなんかでも、かなりの財産にはなるのだらうと思うのですが、そういう面ではどのような管理をされているのかをお聞きをしたいと思います。

それから、説明書の中で 111 ページの災害備品の関係で、全部消耗品になっているわけでありましてけれども、19 年度に購入した 32 万 4,000 円の購入品は何だったのか、それで、例えば期限経過等によって廃棄される、あるいは処理されていくものについてはどのような形で廃棄処分しているのか。例えば、金にかえられて処分しているものがあるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** 庁舎内の、特にこの庁舎を建築したときに、各方面からご寄附をいただきました絵画等、これについては、一覧表としてどなたからどういうものをいただいたというのがございますけれども、これを改めて今河井委員さんからお話いただきましたように、これを評価をして、果たして財産的な価値がどのくらいあるのか、そういったことまで実施をしたことはないというふうに思っております。改めて今そういったお話いただきましたので、

これを機会に一度調査をさせていただきまして、また議会のほうにも報告をさせていただければと思います。今どういうものをいただいたかは、きちっとした書類になっておりますけれども、ただそれがどのくらいの価値があるものか、これが評価をしないということでございまして、その辺については、調査をさせていただければというふうに思います。

それから、災害備蓄品の関係でございましてけれども、平成 19 年度に購入をいたしましたのは、アルファ米が 850 食分、それから、豚汁が 600 食分でございます。この期限が経過したものの処分でございますけれども、町内、区長さんを中心に防災訓練を毎年何カ所か実施しておりまして、そちらに提供をしているというのが大体、処分という言葉悪いですが、たまたま区長さんからのそういったご要望と、町からの備蓄品の賞味期限が切れる割合がちょうど合っているというふうな状況でございまして、そういうふうな形で有効に利用させていただいております。したがって、お金にかえたりとかということとはございませんでした。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 河井委員。

○**河井勝久委員** ちょっと絵画の件なのですが、これから調査が進むということなのですが、相当の金額になっているのかなというふうに思っているのです。何でも鑑定団みたいところで鑑定するのかなどうか、その点そもそも私もはっきりわからないのですが、それ相当のやっぱり価値がわかる人に鑑定してもらって、それで評価していく。当然町の財産として管理していくということが大事なのだと思うのですが、ちょっと遅過ぎたのではないかなというふうに思っているのですが、これはもう早急にやるべきだろうと思いますけれども、それは要望としておきます。

以上でいいです。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

吉場委員。

○**吉場道雄委員** 2点ほどお聞きします。

決算書の 36 ページ。郵便物取扱手数料、昨年より 240 万ほど多くなっていますけれども、その内容と、79 ページ、消火栓の管理事業、地域要望にこたえて消火栓を川島地区に1基設置ということなのですが、要望はこの1つだけだったのかどうか、お聞きします。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** 最初に、消火栓の関係でございましてけれども、これは主要施策のほうの 111 ページでございまして。設置をいたしましたのは、川

島1区のみでございます。なお、要望はこのほかに根岸にございました。ただ根岸については、水道管がちょっと口径が足りないというふうなことでございまして、新しく水道管を布設がえをしてから消火栓を設置するというのと、それから、そのほかにも要望があったところがございましたけれども、消火栓を設置するのには、今申し上げましたような水道の管の配管がないとできませんので、その満たしたのがこの川島ということで、満たしたものについては、すべて設置をさせていただいているということでございます。

○**渋谷登美子委員長** 岩澤副課長。

○**岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長** 郵便物取扱手数料の関係なのですけれども、これにつきましては、七郷簡易局の郵便物取扱手数料ということでございまして、基本手数料というのは、平成18年12月までは13万2,000円ほどだったのですけれども、19年の1月から民営化になりまして、19万2,000円というふうな形で実額6万円ほどの増額というふうな形になっております。こういったものが主な原因でふえたというふうなことがあります。それから、取り扱い件数や何かの増加、それぞれの1件当たりの単価の違いというのもこの原因になっております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 吉場委員。

○**吉場道雄委員** 消火栓の問題なのですけれども、町の考えとすると、大体いつも2基程度ということで、18年度は2基設置してあると思うのですけれども、これからも町の考えとしては2基程度ということでいいのかどうか、2基程度毎年設置していくという考えでいいのかどうか、お聞きします。

○**渋谷登美子委員長** 町長。

○**岩澤 勝町長** いろいろな要望が、さっきの貯水槽もそうですけれども、要望がたくさん出てくるわけでして、それらにいかに対応して安心安全のまちづくりが進められるかということが基本にあるわけですから、それにはすべて予算が伴うわけでありまして、そういうものと勘案をしながらできるだけ地元要望を酌んでいきたい、基本的な考え方はそういうものでございます。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

安藤委員。

○**安藤欣男委員** 111 ページ、説明書。工事請負、消防の関係ですが、サイレン吹鳴装置改修工事というので、正午にはサイレン鳴らさないということで改善といいましょうか、変えたわけですが、42万円という事業費、これはどんなふうな内容で、装置を新しく、装置をつけたのか、この工事、事業の内容をちょっと聞きたいのです。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** お昼のサイレンの吹鳴につきましては、戦時中を思い出すとか、いろいろなご意見ありまして、区長会、あるいは議会にもご相談申し上げて、防災行政無線の見直しと一緒に取りやめたわけでございます。その後、余談になりますけれども、このことについて苦情というのはございませんでした。このやり方なのですけれども、嵐山町は小川地区の消防組合にご承知のとおり所属をしていて、松山地区とかと現在に至っているわけですが、旧小川地区消防組合につきましては、小川町でもサイレンを現在吹鳴しております、お昼の。それは小川消防署から12時の指示、無線でもって指示をして、それで嵐山町の場合は、嵐山分署と七郷小学校、この2カ所のサイレンが吹鳴をするというふうなことでしたわけです。これを嵐山町だけ、もとにある制御装置を嵐山町だけ除くというふうなことになる、これが1,000万円近い改修費がかかるというふうなことでございました。これは松山市も、他の滑川町、吉見町と小川地区の違うところでございまして、この方法が次の、今のサイレンの吹鳴の制御装置を新しくするときには、滑川、吉見、松山方式と同じになるわけですが、今これを新しくするのに非常にお金がかかるというふうなこともございまして、いろいろここにございます三峰無線という専門の会社に消防本部の研究をしていただいたところ、小川消防署から12時にぴたり、正午にサイレンを鳴らす電波が届くところはその前後1分間、30秒、30秒は電波を受け付けないというふうな、そういう装置をここに取り付けをして、小川地区からは発信をしているけれども、嵐山分はその電波を受けない装置をつけて12時のサイレンを鳴らさないというふうな方法をとったと。そういう方法しかないということで実施をしたわけでございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤委員。

○**安藤欣男委員** 要するに2カ所のサイレンの場所に、キャッチする場所につけたと。そこのところだけで、あとはスイッチを入れればサイレンが鳴るということですね。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** 今申し上げました1分間を除けば電波を受け付けますので、サイレンは吹鳴するというふうなことでございます。

○**渋谷登美子委員長** ほかにございますか。

畠山委員。

○**畠山美幸委員** 1つだけ教えてください。1点だけなのですが、決算書の43ページのところで、文書送達事業が630万余りあるのですが、これは総

務課だけの文書送付とかで使われているお金がこんなにあるのでしょうか。あとどういふところの課を使って送付をされているのでしょうか、教えていただけますか。

○渋谷登美子委員長 岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 この文書送達事業につきましては、庁内全体の郵便料や何かを含んだものでございまして、主なところとしますと、郵便局、場合によっては宅配便や何かを使うというふうなことがあります。それとあとは県への巡回郵便、こういったものも含んでおります。

以上です。

○渋谷登美子委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら、要望なのですけれども、七郷に郵便局がありまして、あそこを使っていच्छるのでしょうか、郵便局は主に。

○渋谷登美子委員長 岩澤副課長。

○岩澤浩子総務課庶務・行政担当副課長 通常の郵便物につきましては取りに来ていただいておりますので、嵐山の郵便局のほうから来ていただいております。多分いろんな納付の関係は、なるべく手数料が落ちるようにということで、七郷の簡易局のほうを使うようにしておりますし、特に職員の納付や何かについては徹底するようにしております。

○渋谷登美子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 なければ、総務課、会計課の審議を終了いたします。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時23分

再 開 午後 2時37分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 24 ページの一番上の住民票の閲覧なのですが、昨年ゼロなのですね。住民票の閲覧は個人情報の関係でかなり難しくなったというふうに思っているのですけれども、今年というか、これを見ますと 693 件も閲覧ができたということで、少し改悪されてしまったのですか、閲覧できる条件が。ちょっとどうして閲覧できるようになったのか、それを伺いたいと思います。

それと、59 ページの6番の総合戸籍システム事業、この電算委託料の戸籍総合システム、ブックレス保守委託料、これ昨年 88 万 2,000 円で、今

年は 98 万 4,000 円ということで、これ上がった理由は何なのでしょう。それと、この委託料、借上料もそうなのですが、住基ネットもそうなのですが、住基ネットの金額は若干ですけれども、ふえているわけです。この委託料というのは、会社の言うままに今契約をしているということになっているのでしょうか。何か競争が働いているのかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、閲覧の関係で、住民票の閲覧の件数、それから金額についてでございますが、こちらにつきましては、今川口委員さんからお話がちょっとございましたように、18 年の 7 月から非常に閲覧の制限が逆にかけられたということでございまして、それまでは住民基本台帳の写しの閲覧については、法では何人でも住民基本台帳の一部の写しを閲覧はできると、原則なものでしたものが、この閲覧の請求に関しましては、特にその団体ですとか、そういった部分につきましては、閲覧することができるという条件が厳しくなりまして、国または地方公共団体の機関が法令の定める事業の遂行のために閲覧をする場合ですとか、もしくは個人または法人が次に掲げる活動を行うために閲覧するが必要である旨の申し出があった場合ということで、統計調査や世論調査、学術調査、研究調査等、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるようなもの、こういったものについて閲覧が認められるというような形に、非常にその閲覧が制限がされてきたということでございまして、その中から、この閲覧の関係につきましては、特にそれ以前も閲覧件数はございましたが、まずその団体を制限させていただきな がら、この 693 件の内容で閲覧件数が多いというのは、まず団体といたしましては、NHK の埼玉放送局、名前を出しますが、それから、日本銀行の情報サービス局、こういったところからの閲覧申請、これはいわゆる統計調査、総務省の定めるものということで、放送機関や新聞社、通信社、その他の報道機関が行う世論調査に当たっては、その調査結果に基づく報道が行えることにより、成果が社会に還元されることというものに該当するということで、閲覧の申請を認められます。

そして、その件数につきましては、1 情報 1 件という形で計算をさせていただいております。ですから、1 社が、例えば NHK の埼玉放送局が 519 件の閲覧をしているのですけれども、これ 1 情報ずつ、要するに一人一人の個人情報 を 1 情報という形でカウントしておりますので、件数が多くなっているということでございまして、なお、それ以前につきましては、こういった公共的なものというものについては、いわゆる免除という形で閲覧の申請の手数料

を免除させていただいていた、それを厳格になったのと同時に、やはり団体という形になっているものに関してはその手数料をいただくということで、こちらのほうも厳格にさせていただいたということで、その金額が19年度は入ってきているというものでございます。

それから、続きまして、ブックレスのほうの保守委託料、変更の理由はということでございまして、この決算におきましては、19年度決算が98万4,900円、そして18年度の決算が88万1,000円ということで、確かに金額は違っておりまして、これは9月の段階で、19年の9月より新システムに切りかえをいたしました。それによりまして、この保守料が4月から8月までは月額7万3,500円でありましたが、9月から3月につきましては8万8,200円ということで、年度の途中で金額の変更を行っております。そういった関係でこの金額が違ってきているというものでございます。

それから、もう一つ、委託料、特に委託料の単価につきまして、報償ですとか、そういったものがあるかということでございますけれども、このシステムの導入、あるいはリース料等につきましては、当然のことながら、契約金額を設定する段階にそういう業者との間で見積もりを徴して、減額交渉等行いながら単価を決定させております。しかしながら、特にこの住基システム関係の単価、これは株式会社TKCと結んでおりますが、この単価というのは、ある程度会社単価、嵐山町だけでなく、やっぱり入っているところとの単価というものが内規で、会社規定で決まっております、それを交渉して嵐山町だけ安くしてもらうというような交渉は実際はなかなか難しいということでございます。ですから、単価についての交渉というのは、なかなか現実的には難しいというのが実情でございます。

以上でございます。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 歳入の25ページと歳出の76ページの関係なのですが、後期高齢者医療の関係なのですが、繰越明許がここに出てきております。この繰越明許何で出てきているのかお聞きをするのと同時に、広域連合に負担金として払っているわけですが、この算出基礎をちょっと教えてもらいたいというふうに思うのです。そういう面では、補助金の部分が、円滑導入補助金の部分が何か電算委託料になってしまっていて、負担金だけは町が持ち出してみるみたいになっていて、繰越明許の部分が入ってこないために、町の負担金の部分が持ち出し部分が多くなっているのかなというふうに思うのですが、その辺ちょっとお聞きしたいのです。

○渋谷登美子委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

後期高齢者医療創設準備事業の補助金の繰越明許の分ですが、こちらのほうは、18年から始まって、19年3月にシステムの直しなさいという、後期高齢のシステムを入れることで、住基のほうに政策経営のほうで一応予算を組んでいただいたのですが、今新しくTKCで今までの住基の関係を入れかえをしたのです。その中に後期高齢とか、国民健康保険税の徴収、65歳以上の税の徴収とか、そういうシステムを含めて入れるシステムだったのです。それで、国のほうから後期高齢のほうとして2分の1、国保のほうに、2万人未満の後期高齢者のところは250万ということで、それが繰越明許を含んできました。それで、19年度の9月ごろまでにそのシステムが終わりまして、それで繰越明許の予算を支払うという形になっております。

高齢者医療制度円滑導入事業費の部分ですが、この部分は、19年度の凍結分が出てきたのです、今度。後期高齢の関係で、被用者保険から移行してきた方の6カ月は無料でその後は9割軽減、それと国保のほうの、これは後期高齢ですので、その部分の税の回収、そういう形でまた315万の、これは10割で全部来ます。国で決めたものなので、これは全部来ています。繰越明許のほうは、補助金以外にTKCのほうの消費税の取り分とか、そういう部分は町からの持ち出しになっております。

先ほどの円滑導入の部分につきましては、電算委託料で315万ということでそのままです。それで、繰越明許の部分は、住基というか、政策経営の方で組んであります住基のシステムのほうで支払いをしております。それから、高齢者医療広域連合の共通経費でございますが、これは均等割ということで10%、高齢者人口割で45%、それから人口割ということで45%、10%、45%、45%ということで、19年3月31日の人口から割り出しております、その確定が372万4,432円ということになっております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、後期高齢者の補助金については、円滑導入の部分については電算委託料で100%見ているということで、繰越明許の部分については、18年度に支出をしているということでよろしいのかどうか。それで、ちょっとこの負担金部分については全く町が持つということになるのですか。

○渋谷登美子委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 先ほどの繰越明許の部分は、先ほど申しましたように、2分の1の部分と、国保の250万の定額の部分が来ておりまして、その分は支出のほうで、19年度に支出をしております。そ

れから、共通経費につきましては、市町村の全部で広域連合ということですので、すべて町の持ち出しになっておりまして、補助金とかはありません。

以上です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、繰越明許費の補助金部分については、国保のほうに繰出金という形で含まれるという考え方なのではないかな。

○渋谷登美子委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 今回の繰越明許費の部分につきましては、41 ページを開いていただきますと、事業名、真ん中のところなのですが、住民・税情報システム運用管理事業というところで、その委託料の中に電算等保守委託料というところが1,102万5,000円支出しております。このところから支出を、こちらで改修をして支出をしておるというものでございます。

○渋谷登美子委員長 そのほかいらっしゃいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 なければ、町民課の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時53分

再 開 午後 2時58分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康福祉課に関する部分の質疑を行います。どうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 2点ほど質問させていただきます。

最初に、説明書の72ページの事業名15の高齢者就業促進事業についてお聞きします。補助金としまして、嵐山町シルバー人材センターに950万出ております。シルバー人材センターが高齢者の就業促進事業ということなのでしょうけれども、どういうところに主に補助として出しているのか、お聞きしたいと思います。

それと、あと1点なのですけれども、説明書の80ページ。献血事業ということで、事業費、消耗品費6万1,000円載っていますが、献血というのは、消耗品というのはどういうことをいうのかなという、その2点だけお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

初めに、72ページの関係の高齢者就業促進事業ということで、嵐山町シルバー人材センターへの補助金なわけでございます。この補助金についま

しては、過去3カ年の会員数でありますとか、就業延べ人数、日数によりまして、AからDランクに格付される国庫補助金、これと同額を助成しているというのが現状でございます、この国庫補助金の嵐山町のシルバー人材センターのランクがCランクということでございます。国庫補助金のCランクというと金額的には950万円ということでございまして、同額を助成をするということになっておりますので、950万円を助成をするということでございます。

次に、80ページの献血事業の関係でございます。消耗品費、これは何かというようなことでございますけれども、献血された方への記念品ということで、献血していただいた方に歯ブラシのセットだとか、そういったものを贈る、そういった記念品を差し上げている費用でございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、72ページのシルバー人材センターの補助金について再質問させていただきます。私の思ったのは、20年度の予算と同じような金額だったものですから、職員の給料的なものかなというふうに思ったのですけれども、そうではなくて、国庫補助金のほうのランク付の中から嵐山町で950万ということに決まっていると、そういうふうに受け取りました。結構でございます。

それと、献血なのですが、私が知っている限りでは、ライオンズと商工会で中央公民館のところで年に1回か2回やっていますが、ほかにもどこか嵐山の中でやっているのでしょうか。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 献血につきましては、平成19年度町内17カ所で実施しております。役場の健康増進センターでもやっておりますし、サトーラシさんでありますとか、明星、あるいは大妻嵐山女子高、それから、嵐山郷さん、カインズホーム、凸版印刷、ヤオコーバイパス店等々17カ所で実施しておりまして、全部で献血者数でございますけれども、200ミリの献血をされた方が210人、それから400ミリリットルが469人の方、合計いたしまして679人の方に献血をしていただいたというのが19年度の実績でございます。

以上です。

○長島邦夫委員 はい、ありがとうございました。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 決算書の57ページです。19番の負担金補助及び交付金、予算の現額が9,000万1,000円です。支出済額が8,335万1,558

円、不用額として 664 万 9,442 円、それから、次の扶助費、これも1億 5,750 万 9,000 円に対して1億 5,386 万、360 万ぐらい不用額が出ていますけれども、健康福祉課の中では、不用額この辺が一番多いのですけれども、かなり事業が幅広く行われているのですけれども、当初の予算からこのような決算の額になってきた、不用額が発生しているということは、予定されている事業がまず行えているのかいないのかというのが1つと、それから、いろいろなそういった介護保険の関係もあったりして、必要なくなったことによる不用額になるのか、その点についてお尋ねします。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

予算書の 57 ページの関係の社会福祉費総務費の 19 節の、あるいは 20 節の負担金補助及び扶助費の関係でございますが、委員ご指摘いただきましたように、不用額として負担金補助及び交付金では 664 万 9,442 円、それから扶助費では 364 万 2,099 円、これが不用額で残っております。しかしながら、ちょっとこれをよく見ていただきたいと思います。予算現額と支出済額、これを割り返しますと執行率というのが出るのでございますけれども、92.6%というのが 19 節の執行率、それから 20 節の執行率というのが 97.7%でございます。これを考えますと、予定されている事業はすべて行われているということでございまして、その中で、ここに今ご指摘いただきましたが、さまざまな事業がございます。その中の残額が積み重なった数字がこれというふうな形でご認識をいただければありがたいと思います。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、説明書でお願いしたいと思いますが、67 ページの福祉地域生活支援センターの中の福祉タクシー券の関係なのですけれども、これは初乗り券の関係はここに出ていますけれども、全体的な人数は何人ぐらいなのでしょう。それが1点です。

それと、70 ページなのですけれども、なごみと、それからやすらぎの管理の委託の関係なのですが、委託先とか、あるいは施設の管理のかなり施設的な内容というものも違うので、委託料も違ってくるのかなという部分は思いますが、総合管理、委託の関係についてのお尋ねなのです。この委託の関係の内容ですね。それと、金額的なものの違いといいましょうか。

あと 82 ページなのですけれども、住民健診の関係ですが、これは 19 年度は予定の人数に受診者数が達成していたのかどうか、がん検診につながるかなと思っています。

その3点です。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 初めに 67 ページの扶助費の福祉タクシー利用料の関係でございますが、ここにありますのは総体の件数で 364 件ということでございます。実人数といたしましては、交付者数、これ 1 年 36 枚券を対象者お 1 人に出しておりまして、これを使った方が 147 人ということでございます。

それから、70 ページの関係のなごみ、やすらぎの管理の関係でございますけれども、管理委託料ということで、施設管理委託料の委託先といいますか、その関係でございます。まず警備業務の委託に関しては総合警備のほうに委託をしております。それから、なごみの施設管理委託、これにつきましてはシルバー人材センターに委託をしております、8時半から5時まででございますけれども、清掃で2時間分、それから 10 時から5時までということで、おふろがなくなった関係で、お 2 人来てもらっていますけれども、2 人目の方は時間差で来ていただいております、10 時から5時まで。そんな形で年間をやっていただきまして、365 万 8,116 円というのが委託料でございます。

それから、総合管理委託に関しましては、有限会社戸口工業に委託しております。内容的には清掃、床ワックス、それからガラス清掃、それから、設備管理等々空調の吹き出しの管理ですとか、いろんな意味で総合管理をやっていただいております、45 万 2,550 円ということでございます。それから、生き生きふれあいプラザやすらぎのほうの関係でございますけれども、やすらぎのほうの警備業務委託につきましても、総合警備、それから、やすらぎの施設管理委託、これもシルバー人材センターに委託をしております、こちらのほうにつきましては、9時半から5時半までお 2 人で、それは月、水、木でございますけれども、それから金、土、日については、時間を少し延長しています関係で9時半から7時半まで、お 2 人というような形で年間委託をしているところでございます。それから、総合管理委託につきましては、これも有限会社戸口工業で、先ほど申し上げましたような委託をしております。ただ、やすらぎのほうで違うのは、設備管理の中で、浴槽のろ過設備でありますとか、浴槽の水質検査、あるいはレジオネラ菌の検査、そういったものをプラスしてやっていただいているところでございます。

それから、82 ページの関係の住民検診等事業でございますけれども、この事業、予定人数、これは当初達成したかというようなご質問でございますけれども、昨年の住民検診事業受けられた方が、合計いたしまして 1,562 人の方に受診をしていただきました。18 年度です。19 年度はと申しますと、1,961 人ということでございまして、プラス 399 人の方が増加したということでございます。そういった意味では、PRというか、周知ができて、ある程度

の実績が上がったというふうに担当課のほうでは考えております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 ちょっとすみませんけれども、タクシー券なのですから、36枚券を147人の方に配布したということですから、これは該当する方が147人だったという解釈でよろしいでしょうか。それをすみません、もう一度お願いできますか。何かちょっとそういう説明だったかなというふうに思ったものですから。対象人員ということですよ。

それと、委託料の関係なのですから、総合警備とほとんどが戸口工業、シルバーさんにはきちっとこれはそうなのかなというふうにも理解しますが、この総合警備や、戸口工業さんは入札をしているのか、あるいはどういう契約の内容で委託を、何年間ぐらい続いているのか。19年度はそうだったということなののでしょうか。その2点お願いします。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 福祉タクシーの件でございますけれども、147人の方に配布をいたしました。これがすべてこの対象者かという、そういうことではございませんで、この福祉タクシー券ご利用できる方につきましては、身体障害者手帳の1級から3級、それから、知的障害者手帳の(A)、A、Bです。程度の重いのが(A)、最重度が(A)、重度がA、それからBといくのですけれども、身障の1から3級、そして知的の(A)からBまでの方、この方がすべて対象になるわけでございますけれども、そのうち147人の方が、こちらから連絡を差し上げるわけですから、取りに来ていただいた方が147人ということでございます。対象者としてはもっとたくさんの方がいらっしゃいます。

それから、なごみ、やすらぎの委託の関係でございますけれども、これにつきましては、入札かというお話でございますけれども、一応随契でやらせていただいているということでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 答弁の漏れになるかどうか、ちょっとわからないのですけれども、何年かぐらい19年度までに委託をしているのかなというふうに伺ったつもりだったので、再々質問ですが、いたします。1点お願いします。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えをいたします。

なごみとやすらぎの関係の委託の関係でございますけれども、なごみの

施設が開設されたのが平成 12 年の4月でございます。それから、やすらぎのほうは平成 14 年の2月でございます。そこから続けてやっていただいているというのが今の状況でございます。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 初めに、22 ページのただいまの質問なのですが、なごみ、やすらぎの利用がふえてきたわけですね。どうしてというか、何か理由があるのでしょうか。

それから、65 ページの社協ですけれども、きのうもちっとお話ししましたように、東松山と上尾、ああいうことになって、嵐山の社協の場合は、余裕金の運用というのはどういうふうにされているのか、伺いたと思います。

それから、69 ページの障害者福祉サービス利用料助成、これが町で独自でこの年度からやっていただいているわけだと思いますけれども、助成の割合というのは介護保険の利用と同じではなかったかというふうに私は思っていたのですが、ちょっと私記憶違いでしたか、ちょっと利用の伺いたいというふうに思います。

それと、82 ページの住民検診の件なのですが、特定健診になって、ある程度の率を確保していく必要があるということであるわけですね。これを見ますと、集団と個別を見ますと集団のほうが、検診率は、この年度だけではなくて、いいというのが一般的なのでしょうか。そうすると、今後の特定健診のやり方というのも、方向、余りいい数字でなかったらこういう解決策でもあるのかなと思って、ちょっと意見聞かせていただきたいと思うのです。

以上です。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 初めに、なごみ、やすらぎの人数の件でよろしいのですよね。なごみ、やすらぎの関係の利用者数の関係でございます。今の川口委員さんは、利用者がふえている、その理由はというようなお話をされたかと思えます。現実的には、実は 18 年度に比べ 19 年度は減少しております。ちょっと数字申し上げますと、年間の利用者数、19 年度が 7,629 人、18 年度はと申しますと 9,581 人、1,952 人の減ということでございます。それから、1日平均利用人数にいたしましても、19 年度が 24.7 人、18 年度は 31.1 人、6.4 の減、それから、やすらぎに関しましても年間利用者数、19 年度の 9,077 人、18 年度は 1万 2,198 人、合計しますと 3,121 人の減、1日平均利用者数にしても、19 年度が 29.3 人、18 年度は 39.7 人、10.4 人の減。

18 年度に比較いたしまして 19 年度は大分減ってしまっているわけでご

ざいます。増ではなくて減の利用という形でお話を申し上げたいと思いますけれども、これは1年券、半年券、これがなくなってしまったということも大きな原因の一つと思います。それから、多少少し持ち直しましたのは、昨年お願いをしました平成18年、19年の9月の議会で半年券、1年券の再開というのですか、それをお願いいたしました。その関係でそれ以後多少少し持ち直していると。担当課といたしましては、それを買っていただいて、人数もふえていけばいいなというふうに思っているのが今の状況ということでご理解いただきたいと思います。

それから、社協の剰余金の運用の関係につきましては、社協の理事会で決められることでございまして、私どもがお話しすべきことではないかと思っておりますので、お答えは控えさせていただきたいと思っております。

それから、障害者福祉サービスの助成割合、介護と同一かということなことでございまして、69ページです。助成のことに関しましては、ここにありますように、収入が80万円以下、ここにありますように、自己負担額の3割を助成するものでございまして、80万円以上の方については1割の助成ということでございます。これは利用者の負担の限度額、上限というのが自立支援法上では決まっております、当初では、法施行時、例えば80万円以下の方、この方についての利用者の上限額というは1万5,000円でございます。これが、それから紆余曲折がありまして、4分の1になっておりまして、3,750円、月額3,750円がその低所得の方、1の方の利用上限額、その次の1割助成するほうに関しましては、施行時は2万4,600円というような利用限度額が設定されておりましたが、それも4分の1になりまして、6,150円というのがその方の月額の上限額、その1割を助成しているというのが今の、19年度の決算の状況ということでございます。

それから、82ページ。住民検診の関係でございまして、これは各種がん検診ということでございます。特定健診は基本健康診査ということでございまして、ちょっと意味合いが違ってくるかと思いますが、集団のほうが良いのではというようなお話もありましたが、集団のいい面と悪い面と両方あるかと思っております。今年特定健診自体は20年度から始まる。この結果を見据えて来年度に向けていろんなことを検討していく必要があるかと思っております。特定健診自体は、今お話を申し上げていますが、町民課のほうで担当しているわけでございまして、そういったようなことも含めて、これから結果を見ながら来年度以降に今年の経験を生かしていく、実績を見ながら考えていくのが適当であろうというふうに考えております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 委員長のほうからお伺いするのですけれども、社会

福祉協議会というのは2,800万円ぐらいの補助団体ですよ、なおかつそのことに関して、今の質疑に関して答えができないということは把握していないということなのか、差し控えるということなのか、その点について伺いたいと思います。どうなのですか。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 こちらの補助金の内容につきましては、当然どんな事業に使うかという状況は当然把握しておりますが、その社会福祉協議会の最終的な剰余金の内容については把握しておりません。

〔「もし、あれでしたら私が乗務理事ですから、よろしかったらお答えを、ただ取り扱いがそれでいいかどうかというのはあるのですが」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 いいですかね、答えていただいて。

〔「内容は承知していますので、ただここで述べてもいいかどうかというのは」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 おかしいですよ。私は、町が情報として把握おかなくてはいけないことであろうというふうに思いますけれども.....

〔「答えるのはおかしい」「それは、だって出席要求していないのだから」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 では、答えなしにしますか。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 では、町が情報として把握していらっしゃる範囲内でお答えをお願いします。

○高橋兼次副町長 では、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

余剰金というお話ですが、これは年度年度に当然繰越金というのが出まして、それをどう扱っているかということで、基本的にはある一定の金については定期預金ということで積んでおります。ただ、ひだまりの丘をつくった借入金がかなりありますので、それ定期預金をしているより、当然借り入れている利率のほうが多いので、今そちらを主に定期預金を取り崩して、そちらを返還をしているというのが実情です。したがって、株の話をなさいましたけれども、私も全くこの極端な運用なんというのは考えていませんで、ただ普通預金で置いておくよりは当然定期預金で置いておくというのを原則として考えています。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ありがとうございます。安全だということがわかりました。

なごみ、やすらぎの件なのですが、22 ページで収入が使用料、利用料、これふえているわけですね。このことから人数がふえたのかなと思ったのですが、どうも違うみたいで、ちょっと値上げしたのかなと思って、ちょっと今記憶なくて、これふえた理由、ちょっと伺いたいと思います。

それと、検診は、集団のほうが検診を受ける率というのが高いというふうには言えるのでしょうか。その受ける率が高いということであれば、これは当然特定健診でも生かせるかなというふうには思うのですが、いや違うよというのであれば、ちょっと。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 答えいたします。

検診の関係につきましては、大塚副課長のほうからお答えを申し上げます。

22 ページの利用料の増加の原因でございますけれども、これはちょっと先ほど申し上げましたけれども、平成19年度の10月から半年券、1年券を確保いたしました関係で、その金額が、それを買われた方が多くいらったということで、18年度よりも利用料がふえているということでございます。

以上でございます。

○渋谷登美子委員長 大塚健康管理担当副課長。

○大塚 晃健康福祉課健康管理担当副課長 私のほうからは、検診の関係で、集団検診と個別検診、どちらのほうを受診率が高いのかということでちょっとお答えさせていただきます。こちらのほうに平成19年度と18年度、17年度ということで3カ年の数字があります。集団検診と個別検診、両方やっているのが、子宮がん検診、頸部、それから、乳がん検診のマンモ、それから乳がん検診のエコー、この3つが集団と個別で同時でやっておりますので、比較しやすいかと思ひまして、ちょっとお答えさせていただきます。

平成19年度の子宮がん検診の集団が232人、個別が173人、それから、乳がん検診のマンモ、集団が228人、個別が74人、同じく乳がん検診のエコー、集団が140人、個別が101人ということなので、平成19年度を見ますと、集団のほうで3検診とも率は高くなっているように思います。それから、18年度なのですが、18年度を見ますと子宮がん検診の集団が160人、個別が176人、それから乳がん検診のマンモが集団136人、個別が36人、乳がん検診のエコー、集団が130人、個別が90人ということで、こちらは子宮がん検診の頸部のほうが個別検診が多くなっているというような結果でございます。それから、平成17年度、同じく子宮がん検診の頸部、集団が175人、個別が124人、乳がん検診のマンモ、集団が139

人、個別が 29 人、それから乳がん検診のエコー、集団が 105 人、個別が 86 人という形になっておりますので、おおむねは集団でやったほうが受診率は高いのかなというふうに思われます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかにありませんか。

清水委員。

○清水正之委員 最初に、歳出の需用について、課長のほうに、ちょっと細かいので資料を渡してありますので、そこからお願いしたいと思うのですが、私のほうで渡した資料に基づいて先にお答え願いたいと思うのですが、最初に障害福祉サービスなのですが、障害者の重度訪問介護が年間利用がなかったというのですね。それから、行動援助についても利用がなかったと。短期入所については、年間で人数が4カ月で1人ということなのです。それから、知的障害者については、重度の訪問介護が年間通じてないと。それから、知的障害者の行動援助については、毎月1人、それから短期入所については2人ないし1人。それから、知的障害者の施設入所については、月2人、重度訪問介護については、精神障害の重度訪問介護については年間通じて利用がないし、行動援助についても利用がない。それから、短期入所、在宅介護、児童のほうの在宅介護、訪問介護、行動援助が利用がないという形になっていると思うのです。短期入所については、1人ないし2人ということになっているかと思うのですけれども、訓練給付については、身体障害者は毎月1人、日中の一時援助についても利用が非常に少なくなってきたし、入浴サービスは年間通じてない。ショートステイの利用で、介護保険対象外についての利用が非常に少ないと。実人数で、3カ月で1人というぐらいに思うのです。そういう面では、こういう人たち、該当者が実際にいないのか、あるいはいるのだけれども、利用しないのか、利用をするのが難しいという立場にあるのか、その辺の状況というのはどうなのでしょう。それが1つです。

それから、ちょっと細かくなって申しわけないのですが、24 ページのホームヘルプサービスが1件ということで、これも何か利用が少ないなという感じがするのですけれども、この辺の状況。それから、先ほどあった自立支援法の町の助成金、人数も何か金額も少ないなというように思うのですけれども、69 ページです。施設入所という考え方のなかのリストはいなかったのかなというふうに思っているのですけれども、その辺の内容を聞かせてもらいたいというふうに思います。

それから、73 ページの介護保険の金額的にこんなものなのかなという気がするのです。施設の利用というものは該当しないのかどうか。それと、決

算書のほうで、保育料の収入未済が出てきているのですけれども、この辺の階層、どういう階層の人が未収になっているのか。

以上です。

○渋谷登美子委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時55分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

幾つかご質問いただいたわけでございますけれども、サービス支援の状況につきましては、山下副課長にお答えをさせていただきます。

それから、73 ページの介護のほうのことにしましては、山岸副課長のほうからお答えを申し上げます。

初めに、24 ページの関係でございます。ホームヘルプサービス手数料、これ歳入でございますけれども、歳出で言いますと、65 ページの 15 の事業、ホームヘルプサービス運営事業ということで、これは難病患者の方、あるいは精神障害者等の、あるいは子育てを行っている方、そういう方に対して自立支援のためのホームヘルプサービスでございまして、平成 19 年度につきましては1世帯ということで、この方は産じょく期の方でございまして、分娩後の母体の状態が回復するまでの期間ということで5日間のホームヘルプサービス、これを使っていたということでございます。

それから、保育料の収入未済額の関係でございますけれども、保育料につきましては、滞納額、これが当然あるわけございまして、平成 18 年度までの過年度分、これが 243 万 810 円ございました。延べ人数にしますと 153 人、そして平成 19 年度に 93 万 6,800 円、55 人の方、合計いたしますと 336 万 7,610 円、延べ人数で 208 人の方、こういった方が滞納されております。この滞納されている方の段階別の内訳ということで、今ご質問もあったわけでございますけれども、これをすべて把握はしてございません。ただ、第1階層から第7階層まであるわけでございますけれども、この中で、どこが特に多いということではなく、保育料が安い方も高い方もおしなべて滞納されている方がいると。中でもひどい方は 100 万円近い保育料を滞納されている方もいらっしゃいます。この方につきましては、収納につきましては、毎月のようにもちろんお願いをしております。それから、児童手当、これが2月、6月、10月の年3回出るわけでございますけれども、その児童手当を保

育料に入れていただいている、それはご本人も納得していただいている、このような状況でございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 山下社会福祉担当副課長。

○**山下次男健康福祉課社会福祉担当副課長** それでは、障害福祉サービスの状況につきましてお答えさせていただきたいと思います。

清水委員さんからいただきました資料に基づきましてお答えさせていただきたいと思います。平成 19 年度につきましては、身体障害者の重度訪問介護、それから、行動援助、短期入所、それから知的障害者の重度訪問介護、行動援助、それから精神障害者の重度訪問介護、行動援助、それから短期入所、また児童の居宅介護、重度訪問介護、それから行動援助、これらにつきましては実績がなかったわけですが、これは申請がなかったということでございまして、特段利用するのに難しいというようなことはございませんで、そういう方がいらっしゃいましたら、ご相談をいただければ、条件に合う方でしたら、こういったサービスが受けられるものでございます。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 山岸高齢福祉担当副課長。

○**山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長** それでは、73 ページの介護保険利用料助成事業についてお答えを申し上げます。

こちらの事業につきましては、介護保険サービスの利用者の利用料の一部あるいは全部を助成するという事業でございます。まず、最初に対象者と助成率でございますけれども、老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯の方、この方については、利用料の全額を助成いたします。第2段階として、市町村民税非課税世帯で、所得及び年金収入等が 80 万円以下の方、こういった方については利用料の 30%を助成いたします。また、市町村民税非課税世帯で、先ほど申しあげました 80 万円以下以外の方、この方については利用料の 10%を助成いたします。老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税世帯の方については、20 年7月現在でございますが、対象者はいらっしゃいませんでした。市町村民非課税世帯で、所得、年金の収入が 80 万円以下の方、この方については 116 人いらっしゃいました。今申しあげました 80 万円以下以外の方、この方については 37 人いらっしゃいました。対象者については 20 年7月現在で 153 人となっております。支給件数、内訳ですけれども、市町村民非課税世帯で、所得、年金の収入が 80 万円以下の方、30%の助成ですけれども、こちらが 811 件、金額にして 267 万 3,700 円、80 万円以上の方で市町村民税非課税世帯の方、こういう方が 233 件、31 万 8,100 円の助成となっております、トータルで 299 万

1,800 円の助成金となっております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 井上福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 すみません。1つ落としてしまいました。69 ページ、お願いします。扶助費の関係、町単独助成の関係でございます。先ほどご質問で施設入所の方も対象なのかというようなご質問ありました。施設入所の方も対象者となっているわけございまして、ただし平成 19 年度は該当者はいらっしゃらなかったというような状況でございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 障害福祉サービスの関係なのですが、申請がないというふうな話だったのですが、該当者はいるわけですよね。そういうサービスそのものが町にあるということは十分承知をされているのかなというふうに思うのです。1年間やっぱり利用がないというのが随分項目にする人が多いのですが、町単独のサービスそのものが、統計をとって見た場合に余りにも利用が少ないと、そういう面では3月までの統計をとって見たのですが、総体的にやっぱり利用が非常に少ないというのが印象なのです。そういう面で、町単独のサービスそのものが年間通じてやっぱり一件もないというのは、やっぱり何か原因があるのではないかなというふうに感じるのです。だから、そういう点では、全く1年間利用がなかったというのが、資料見てもらうとわかるのですが、幾つもの項目が、せっかくあるサービスが、幾つもの項目が年間通じて一回も利用されてないというのは、何か欠陥が、町の中で対応が少し原因があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう。全く対象者がいないのだということであれば、そこはやっぱりしょうがないだろうと思うのですが、せっかく町が単独でサービスを提供しているにもかかわらず、1年間通じて利用がないそのサービスの内容があるとする、そこにはやっぱり対象者がいるのであれば、何か原因があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺の分析というのはされているのでしょうか。お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、自立支援法の施設入所者というのは、非常に費用的にはかかる人が、金額的には高いと思ってはいたのですが、施設入所者の利用がないというのも、自立支援法そのものが施行になって、重度になればなるほど利用料の負担が大変になるというのは前々から言われていたものですから、それにしても余りにも低いなというふうに感じてはいたのですが、それはやっぱり施設入所者が入っていないからなのではないか

なというふうに思ったのです。そういう点では、自立支援法の中の施設入所者に対しては、非常に金額的に異状部分があって、その部分を障害者団体の人たちが何かしてほしいというのは、自立支援法が施行する前から言われていた問題だと思うのですけれども、その辺の対応は町としてどういうふうにとられてきたのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

確かに、清水委員が調べていただきました 122 条、私どももいただきました。この中で1年間利用していない項目が確かに多い部分がございます。該当者がいないのかというと、いる方もいらっしゃる。ただし、先ほど山下のほうから申し上げましたように、これにつきましては、ご本人の申請によりましてサービスを利用させていただいているものでございます。こちらのほうで、その方のサービスをお断りすることはございません。そういった意味では、利用者本人でご判断をなさって利用していないというのが現状かなというふうに思います。ただし、窓口といたしましては、その障害者の方につきましては、このサービスがありますというような広報、周知、そういったものはしているつもりでございます。ただし、その周知、広報、啓発が足りない部分があるとすれば、これからもやっていかななくてはいけないというふうに考えております。

それから、先ほどの利用料助成の関係でございますけれども、施設入所がない、助成対象の方の施設入所がなかったということでございまして、これはここにございますように、収入が少ない方、この方の施設入所がなかったということでございます。これ以上の方についての施設入所は当然あるわけございまして、そういった意味でこの金額が少なかったということでございます。その辺につきましても、今利用者負担の上限というのは、先ほど申し上げましたように、当初の設定よりも4分の1、そして 20 年7月からは 1,500 円が 1,000 円になると、そんなようなどんどん、どんどんこの自立支援法の利用者負担については見直しが行われてきております。そういったことも含めまして、利用者負担というのは軽減されてきているのだというふうに私のほうでは考えているわけでございまして、そういった意味でご理解をいただきたいと思いますし、私どものほうも障害者の皆さん方にそういう制度が、細かい制度がどんどん変わっていますというような情報を伝達していかななくてはいけないというふうに考えています。

以上です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 何か受け身のような感じがするのです。もっと積極的に入っていくことによって、せっかくある制度を活用してもらうような方法を考え

ていく必要があるかなというふうに思うのです。先ほども話ししましたがけれども、1年間全く利用されていないというのが幾つもあるというのは、広報の内容にも少し欠陥があるのかもしれないし、せっかくある制度を少しでも利用していただくというのが家庭の中での軽減にもなるだろうし、今介護保険の中では老老介護だとか遠距離介護だとかというような話も出てきている中で、やはりそういう中心が在宅介護、メインが在宅介護になっているし、ショートステイなんかも余り利用がされていないような感じもするのです。そういう面では、広報しているしと、申請に来ないというので利用がないというふうに割り切っているのかなという感じもするのですけれども、その辺はやっぱり改善をするべきところは改善をしていって、利用者をどれだけ出していくかというのが、それぞれの家庭の軽減にもなるのではないかというふうには思うのです。回答を求めるのもあれなので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○渋谷登美子委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 なければ、本日の質疑を打ち切り、健康福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○渋谷登美子委員長 本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時12分)